札幌こころのセンター所報

平成 23 年度

札幌こころのセンター (札幌市精神保健福祉センター) 札幌市精神保健福祉センターは、平成9年4月の開設以来14年目を迎えました。日頃の当センターへのご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。このたび、平成23年度の事業をまとめましたので、「札幌こころのセンター所報」としてお届けいたします。

平成23年度は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の支援活動より開始となりました。札幌市保健福祉局では、平成23年3月より8月まで、避難住民の健康相談及び避難所の衛生対策等の健康支援活動を行いました。当センターより医師及び保健師を派遣し、宮城県仙台市、福島県会津若松市・猪苗代町にて支援活動に従事いたしました。被災された皆様の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。また、被災地に派遣された消防局職員への惨事ストレス対策にも関わりました。「札幌市消防局メンタルサポートチーム」のメンバーとして医師2名、臨床心理士1名を登録し、派遣職員全員を対象にグループミーティングを行いました。被災地支援と支援者支援という2つの活動を通しての経験を、今後の心のケア活動に生かしてまいります。

自殺総合対策事業は、平成 21 年度より当センターが所管となり 3 年が経過いたしました。札幌市の自殺死亡者数は、平成 10 年に 400 名を超えて以来減少傾向は見られず、危機的状況にあります。普及啓発事業では、平成 22 年度の「わたしは、ほっとけない」キャンペーンを継続展開し、民間企業・団体等へのメンタルヘルス対策支援に取り組みました。さらに、自殺予防対応力向上を目的に、庁内の相談窓口職員に対してカード型のマニュアルを配布いたしました。これからも、「ひとりでも多くの命を救う」ことのできる地域社会を目指し、事業を進めてまいります。

精神保健福祉センターの事業は、精神科救急医療体制整備事業、精神障害者地域生活移行支援事業、医療観察法関係、特定相談としてのひきこもりや依存症対策等多岐にわたり、その役割はますます重要になっております。札幌こころのセンターとしましては、地域の実情を踏まえ、より良い精神保健福祉施策に向けて取り組んでまいります。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 24 年 10 月

札幌市精神保健福祉センター 所長 鍋島 あけみ

目 次

Ι	概	要		
1	Ŷ	}革		1
2		ś務概要······		
3	ţ	直設及び職員		4
4	¥	青神保健福祉センター相談業務関連図	· • • •	5
5	Ē	ts: 因为,我们是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们就是一个人,我们		6
Π	実	績		
1	1	画立案	••••	7
2		技術指導•技術援助		
3		、材育成		
4		F及啓発······		
5	Ē	§查研究······	••••	22
6	¥	青神保健福祉相談·····	••••	25
7		宇定相談		
8	у Л	∄織育成······	••••	39
9	X	青神医療審査会	••••	40
10		立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の		
	<u> </u>	定に関する事務		42
11	¥	青神障害者社会適応訓練事業	••••	44
12	¥	青神科救急情報センターの運営	••••	45
13		B 殺総合対策事業·····	••••	49
14	Ş	《害支援·······	••••	60
_				
Ш		系条例·規則等		
1		」幌市精神保健福祉センター条例		
2		」幌市精神保健福祉センター条例施行規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
3		.幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱		
4		_幌市心の健康相談事業実施要綱		
5		いの健康づくり電話相談事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
6		記話相談強化事業実施要綱····································		
7		L幌市退院等の請求に関する事務取扱要領 ······		
8		_幌市精神医療審査会運営規則		
9	7	上幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会開催要領		79

10	札幌市精神障害者社会適応訓練事業実施要綱	80
11	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	84
12	精神科救急情報センター業務運営要領	87
13	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	90

I 概要

1 沿革

札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号、以下「法」という。)第6条に規定される精神保健福祉センターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成9年4月1日	大都市特例により北海道から精神保健福祉センター業務が
	委譲されるのに伴い、札幌市中央区大通西19丁目 札幌市
	保健所1階に札幌市精神保健福祉センターを開設
平成9年4月	心の健康づくり電話相談事業が精神保健福祉センターへ移
	管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療
	(精神通院医療) の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳
	判定事務が精神保健福祉センターへ移管
平成 15 年度	精神障害者社会適応訓練事業が精神保健福祉センターへ移
	管
平成 16 年 2 月	札幌市精神保健福祉センターの愛称を一般公募した結果、
	応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転
	することに伴い、新庁舎(WEST19)の4階へ移転
平成16年6月1日	札幌市精神科救急情報センターを開設
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を
	発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活
	用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」(平成 21~25 年度) を策
	定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加

2 業務概要

札幌こころのセンターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省の定めた「精神保健福祉センター運営要領」(平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知)により行われている。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係 諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健 福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見 具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者自立支援法に規定する障害福祉 サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する 職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び 指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相 談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を 含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例について の相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行う とともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、精神保健福祉センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の 審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療 (精神通院医療) 及び精神障害者保健福祉手帳の判定

精神保健福祉センターは、障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定及び法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行うものとする。

これらのほか、札幌こころのセンターでは、精神科救急情報センターの運営や自殺総合対策事業など、法定業務以外の事業も行っている。

(10) 精神障害者社会適応訓練事業の実施

法第 50 条に基づき、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がい者を、精神障がい者の社会経済活動への参加促進に熱意のある事業所に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う。

(11) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、 精神科救急情報センターの運営を行う。

(12) 自殺総合対策事業の実施

札幌市自殺総合対策行動計画に基づき、札幌市における自殺総合対策事業の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」社会の実現を目指す。

3 施設及び職員

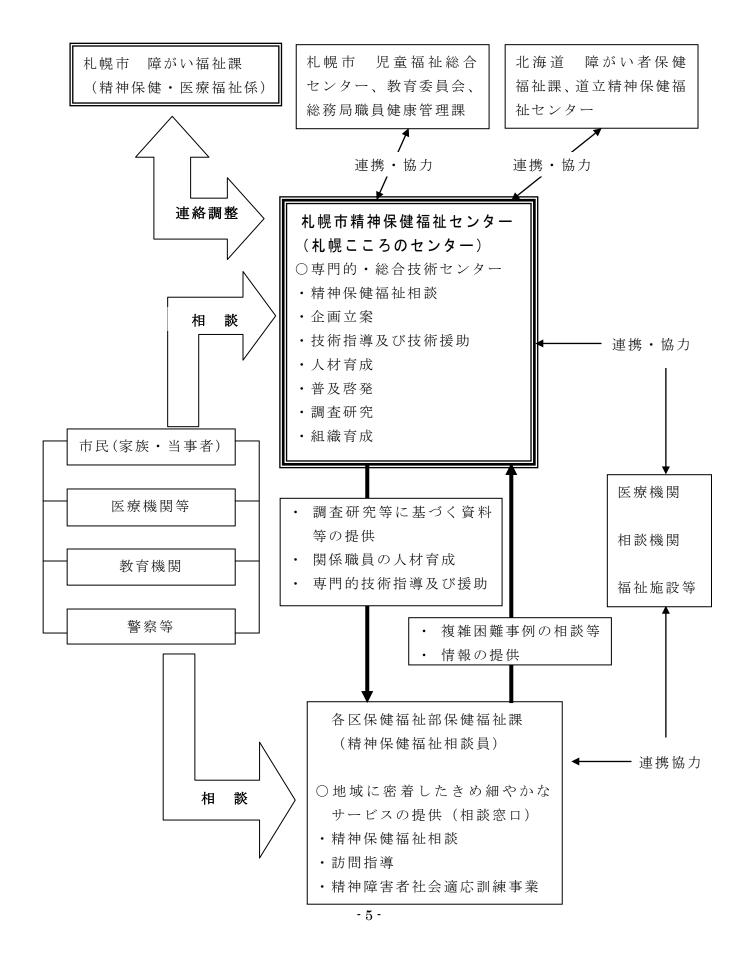
(1) 施設状況

項目	内 容
名 称	札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター)
所 在 地	〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階 (札幌市営地下鉄東西線「西 18 丁目」駅 1 番出口すぐ)
床 面 積	1, 286. 93 m²
電 話【事務回線】	011-622-5190
電 話【相談専用】	011-622-0556
F A X	011-622-5244
Eメール	kokoronocenter@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/

(2) 職員配置

		人数		
職名	職種	平成 22 年	平成 23 年	備 考
		4月	4 月	
所長(精神医療担当部長)	医師職	1	1	
相談支援担当課長	医師職	2	1	
業務担当課長	事務職	0	1	
管理係長	事務職	1	0	
相談支援係長	技術職	1	1	保健師
保健推進担当係長	技術職	1	1	セラピスト
	事務職	5	5	
一般職	技術職	5	5	セラピスト4名・
川又州政	1X (I) 4BX	J	3	作業療法士1名
	技術職	2	2	保健師2名
総数		18	17	

4 精神保健福祉センター相談業務関連図



5 歳出決算状況

精神保健福祉センター運営費

[平成 23 年度] (単位:円)

[十成 25 千皮]				(争压・11)
科目	22 年度	23 年度	増減	備考
	決算額	決算額	(H22→H23)	VIII .
非 常 勤 職 員 報 酬	6, 012, 080	5, 712, 980	▲ 299, 100	審査会委員・判定会 医師、心の健康相談 医師報酬
共済費 (賃金)	44, 148	19, 764	▲ 24, 384	
賃 金	76, 776	36, 554	▲ 40, 222	臨時的任用職員原局 負担分
報貨費	182, 220	88, 888	▲ 93, 332	研修会・勉強会等講 師謝礼
旅費	913, 340	608, 150	▲ 305, 190	会議出席等職員旅費
需 用 費	1, 549, 455	2, 501, 037	951, 582	事務用消耗品費、印刷物費、トナー代、 デイケア用品、専門 誌購読等
食 糧 費	8, 667	8,658	▲9	来客用お茶
光 熱 水 費	12,013	12,020	7	ガス料金
役 務 費 (その他)	11, 813, 276	12, 805, 850	992, 574	審査会報告書料 (入院届等)、電話料金等
保 険 料	147,800	160, 600	12,800	デイケア傷害保険
委託料	2, 647, 572	2, 455, 191	▲ 192, 381	心の健康づくり電話 相談、複合機保守等
使用料及び賃借料	488, 860	527, 060	38, 200	複合機リース料、営業車借上料
備品購入費	316, 575	878, 913	562, 338	事務用備品
負 担 金	2,500	12,000	9, 500	研修会参加等
計	24, 215, 282	25, 827, 665	1, 612, 383	

(正規職員に係る人件費を除く)

Ⅱ 実績

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っている。

(1) 自殺総合対策

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

庁内の各部局との連携を強化し、社会的な要因等を含めた総合的な自殺対策 を推進するため、副市長を委員長とする局長級の会議を2回開催している。

第1回 日時:平成23年8月30日(火)15時00分~16時00分

場所:札幌市役所本庁舎12階 4~5号会議室

議題:①札幌市における自殺の状況について

②平成22年度自殺総合対策事業実績報告について

③平成23年度自殺総合対策事業計画について

第2回 日時:平成24年2月2日(木)14時30分~15時30分

場所:札幌市役所本庁舎8階 1号会議室

議題:①札幌市における自殺の状況について

- ②平成23年度自殺総合対策事業の経過報告について
- ③平成24年度自殺総合対策事業計画(案)について
- ④地域自殺対策緊急強化基金の動向について
- イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会・ワーキンググループの開催 局長級の推進会議における審議を円滑に進めるため、推進会議の開催に先立 ち、幹事会(部長級)及びワーキンググループ(課長級)を合同開催している。

第1回 日時:平成23年8月23日(火)14時00分~15時00分

場所:札幌市役所本庁舎12階 3~5号会議室

議題:①札幌市における自殺の状況について

- ②札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱の一部改正について
- ③平成22年度自殺総合対策事業実績報告について
- ④平成23年度自殺総合対策事業計画について

第2回 日時: 平成24年1月24日(火)14時00分~15時30分

場所: STV北2条ビル(中央区北2条西2丁目) 6階1~3号会議室

議題:①札幌市における自殺の状況について

- ②平成23年度自殺総合対策事業の経過報告について
- ③平成24年度自殺総合対策事業計画(案)について
- ④地域自殺対策緊急強化基金の動向について

ウ 多重債務・相談窓口勉強会

多重債務者への支援や相談窓口のネットワークの連携強化を図るため、関係 部局が協力し、包括的な対策の推進につながる体制づくりを目的としている。

第1回 日時:平成23年7月27日(水)11時00分~12時00分

場所:WEST19 4階 札幌こころのセンター

内容:①情報交換

②平成22年度の事業報告及び予定

③「相談者に自殺の可能性を感じた場合の対応(案)」について

第2回 日時:平成24年1月16日(月)11時00分~12時00分

場所:WEST19 4階 札幌こころのセンター

内容:①相談窓口で活用できる対応マニュアル「"ほっとけない"カード」(案) について

②平成24年度以降の勉強会の方向性について

(2) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援などを目的とした所管部局・組織による会議等への参加及び委員としての出席を行っている。

ア 子ども関係

a 札幌市要保護児童対策地域協議会

主催者	会議名	月 日
札幌市北区	北区要保護児童対策地域協議会	8 / 11
札幌市東区	東区要保護児童対策地域協議会	7 / 22
札幌市白石区	白石区要保護児童対策地域協議会	6 / 24
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会	7 / 26
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会	7 / 6
札幌市清田区	清田区要保護児童対策地域協議会	6 / 20
札幌市南区	南区要保護児童対策地域協議会	7 / 26
札幌市西区	西区要保護児童対策地域協議会	10/12
札幌市手稲区	手稲区要保護児童対策地域協議会	8 / 25

b その他

主催者	会議名	月日
札幌市子どもの権利 救済事務局	子どものための相談窓口連絡会議	7/27、11/28
札幌市若者支援総合センター	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	7/19、9/16、 11/18、1/27、 3/26
札幌市教育委員会	児童生徒の非行防止等に関わる関係機 関・団体との懇談会	11/25

イ 自殺対策

主催者	会議名	月日
内閣府自殺対策推進 室	全国自殺対策主管課長等会議	7/8、11/25
北海道保健福祉部	北海道自殺対策連絡協議会	8/31, 2/13

ウ 地域移行支援

主催者	会議名	月 日
	札幌市精神障がい者地域生活移行支援事	8/17、2/15
札幌市保健福祉局	業対象者決定会議	0/11\ 2/10
	札幌市障がい者地域生活移行支援協議会	3 / 21

工 精神保健福祉関係

主催者	会議名	月日
札幌市総務局	健康審査委員会(計9回参加)	
札幌市社会福祉協議 会	権利擁護審査会(計10回参加)	
札幌市保健福祉局	地域保健関係職員研修計画調整会議	5 / 20
	札幌市地域自立支援協議会	10/28, 2/29
財)北海道精神保健	第1回評議員会	5 / 25
福祉推進協会	另 I 凹 計 職 貝 云 	5 / 25
北海道産業保健推進	北海道メンタルヘルス対策連絡会議	6 / 1
センター	14.毎担クンクルンルへ対界理報会議	0 / 1
北海道医師会	札幌市精神科医会連絡会議	8 / 5

才 精神科救急医療

主催者	会議名	月 日
札幌市精神科医会	札幌市精神科救急医療体制の充実をめざ す検討会	6 / 14
北海道石狩振興局	精神科救急医療体制道央ブロック調整会 議	7/22、9/29、 10/14、3/22

力 精神医療審査会

主催者	会議名	月日
	全国精神医療審査会連絡協議会シンポジ	10/29
全国精神医療審査会	ウム	10/ 29
連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会総会・シ	3 / 16
	ンポジウム	3 / 10

キ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター (所) 長会

主催者	会議名	月 日				
全国精神保健福祉セ	全国精神保健福祉センター長会定期総会					
主国相种保険価値で ンター長会	全国精神保健福祉センター長会大都市部会	3 / 15				
東北・北海道精神保 健福祉センター所長 会	東北・北海道精神保健福祉センター所長 総会・研究協議会	12/8				

ク 医療観察法

主催者	会議名	月 日
	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議	
札幌保護観察所	(計 39 回参加)	
	北海道運営連絡協議会	9 / 2
	札幌地区医療観察制度地域連絡協議会	2/16

ケ 発達障がい

主催者	会議名	月 日			
札幌市保健福祉局	発達障がい者支援体制見直し会議	8/24, 9/21			
化恍川水健怕怔月	発達障がい者支援関係機関連絡会議	3 / 15			
札幌市自閉症・発達	L幌市自閉症・発達 札幌市自閉症・発達障がい支援センター				
障がい支援センター	連絡協議会	2 / 17			

コ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	月日
札幌中央被害者支援 連絡協議会	札幌中央被害者支援連絡協議会	5/26、11/15
北海道警察本部	北海道被害者支援連絡協議会	9 / 30
北海道環境生活部	北海道犯罪被害者等支援推進委員会	2 / 9

サ ひきこもり

主催者	会議名	月日
	不登校・ひきこもり対策に係る関係部課	F / 94
 札幌市子ども未来局	長会議	5 / 24
化恍川丁乙旬木米川	不登校・ひきこもり対策に係る関係局長	T /20
	会議	5 / 30

シ 高次脳機能障がい

主催者	会議名	月	日
北海道保健福祉部	高次脳機能障がい者支援連絡会議	10/27、	1/19

ス その他

主催者	会議名	月 日
北海道医師会	北海道医師会産業保健活動推進委員会	6/21、8/27、 12/19
日本司法支援センタ 一札幌地方事務所	法テラス札幌 関係機関連絡会議	10/4
札幌方面中央警察署	相談事務担当者連絡会議	10/14
11 根本促体短礼目	衛生委員会	11/15, 3/13
札幌市保健福祉局	札幌市保健福祉施策総合推進本部幹事会	12/8
北海道精神保健協会	「心の健康」編集委員会	2 / 1

2 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動推進のため関係諸機関に対し、専門的な立場から積極的な技術 指導及び技術援助を行っている。

(1) 連絡調整支援事業

平成 16 年度から、各区とのより緊密な協力体制構築のため「連絡調整支援事業」を開始し、平成 23 年度も継続している。セラピスト及び作業療法士、保健師の技術職員が定期的に各区に出向き、複雑困難事例に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。

各区の相談件数 (内容別)

(件)

区相談内容	中央	北	東	白石	厚別	豊 平	清田	南	西	手稲	計
老人保健	3	0	0	0	0	1	1	0	7	2	14
社会復帰	1	0	0	5	10	3	3	0	3	7	32
アルコール	0	1	0	0	0	2	4	1	0	4	12
薬物	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
思春期	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心の健康づくり	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
ひきこもり	4	2	4	1	8	1	11	6	0	2	39
自殺関連	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障害	1	0	0	0	0	2	9	0	6	0	18
その他	17	8	12	4	16	5	26	5	27	11	131
23 年度計	26	11	16	10	34	14	56	13	44	26	250
22 年度(参考)	29	21	49	8	25	21	71	14	13	21	272

[※] その他は、精神科医療への通院・入院に関する相談(85 件)、精神疾患・障がい等 への対応(10 件)、迷惑行為・近隣からの苦情(9 件)、支援の方向性について(7 件) 等。

(2) 発達障害者支援体制整備事業への支援

平成17年4月の発達障害者支援法施行を受け、平成17年度から札幌こころのセンターにおいても、発達障害者支援体制整備事業として「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」と4部会を立ち上げ、取り組んできた。

平成20年度から本事業の所管が障がい福祉課となり、当センターは技術的支援を目的に、障がい福祉課が開催する会議や各部会等に出席している。

会議・部会名	出席回数
札幌市発達障がい支援関係機関連絡会議	1
早期発見・早期支援部会	2
社会適応部会	2
発達障がい支援手法開発事業準備会議	6

(3) 障がい福祉サービスの支給に係る意見依頼について

平成 18 年 10 月の自立支援法施行時より、区から回付された診療情報提供書の記載内容をもとに、精神医学的見地から障がい福祉サービス支給の要否に関わる意見を述べている。

a 区別依頼数 (件)

	中央	北	東	白 石	厚 別	豊 平	清田	南	西	手稲	計
精神障がい者で あることの確認	14	8	10	25	10	11	9	10	15	5	117
障がい福祉サー ビス支給要否	78	18	96	170	37	69	25	70	53	23	639
23 年度 計	92	26	106	195	47	80	34	80	68	28	756
22 年度(参考)	144	130	71	183	47	99	25	80	57	27	863

(平成23年4月~平成24年3月)

b 依頼内容及び回答

ア 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳(件)

年度	確認できる	疑義あり	計
23 年度	107	10	117
22 年度 (参考)	115	2	117

イ 障がい福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳

(件)

回答内訳	利用可能	調整が必要	サービス利用が困難	計
居宅介護	382	21	4	407
共同生活援助	97	2	1	100
共同生活介護	65	4	3	72

短期入所	15	0	0	15
移動支援	66	16	2	84
生活介護	15	1	0	16
就労移行支援	2	0	0	2
就労継続支援 B 型	4	0	0	4
23 年度 計	646	44	10	700
22 年度(参考)	752	27	14	793

※重複あり

(4) ケア会議への参加

関係機関等からの要請に応じ、随時ケア会議へ参加した上で助言などを行っている。

ア 依頼者別コンサルテーション件数

(件)

依頼	者	区保健福祉課	市教育委員会	保護観察所	児童相談所	その他	計
件	数	8	2	2	2	9	23

- ※ その他は、区健康・子ども課、区保護課、相談支援事業所、医療機関など。
- ※ 22 年度のコンサルテーション件数は 39 件 (参考)。

イ 内容

相談內容	老人保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づ	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	発達障害	その他
件数	0	8	1	0	1	0	1	0	1	0	11

[※] その他は、精神科医療への通院・入院に関する相談、精神疾患・障がい等への対応 など。

3 人材育成

精神保健福祉業務に従事する職員等に教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

(1) 札幌市精神保健福祉関係職員研修

目的:精神保健福祉関係部署へ転入した職員の精神保健に関する知識や技術の取得・向上を目指す

対象: 平成 23 年度に他部局から異動してきた精神保健福祉相談員、保健師、及び福祉関係職員 (希望者を含む)

ア講義

実施日	内 容	講師	受講者数		
平成 23 年 5月 25 日 (水)	精神疾患の理解と対応① ライフステージ別の相談・支援	精神保健福祉センター 所長 相談支援担当課長	63 名		
	精神疾患の理解と対応② 基礎知識	精神保健福祉センター 所長 相談支援担当課長	63 名		
	精神保健福祉センターの業務	精神保健福祉センター 相談支援係長			
	精神保健福祉法について	障がい福祉課 精神保健・医療福祉係長	31 名		
	精神保健福祉活動と精神保健福祉相談 員の業務	白石区保健福祉課 保健支援係担当職員	31 名		
平成 23 年 5 月 26 日 (木)	札幌市の精神障がい者の就労支援及び 相談支援事業について 障がい福祉サービス利用に対する医学	障がい福祉課 就労・相談支援担当係長 精神保健福祉センター			
	的意見について 札幌市精神科救急情報センターの概要	相談支援担当課長 精神保健福祉センター 保健推進担当係長	30 名		
	地域における精神保健と自殺予防	精神保健福祉センター 所長			
	2日間における参加実人数				

イ 施設見学

対象:平成23年度に新採用もしくは他部局から異動してきた精神保健福祉相談員

実施日	見学先	見学人数
平成 23 年	相談室ぽらりす	5 名
10月25日(火)	市立札幌病院静療院	6 名
平成 23 年	社会福祉法人 さっぽろひかり福祉会	5 名
10月27日(木)	札幌市若者支援総合センター	6 名

(2) 札幌市教育センター専門研修(札幌市教育センターとの共催事業)

目的:日常の生徒指導に役立つ青年期におけるメンタルヘルスに関する理解と対応

を学ぶ

対象:札幌市で学校教育に携わる教職員

実施日	内 容	講師	受講者数
	・「青年期のメンタルヘルスの理解と対	民間病院児童精神科医	
	応 I (講義編)」	師	41 名
平成 23 年	//L' 1 (中央 李文 //相 / 」	精神保健福祉センター	41 /1
8月3日		相談支援担当課長	
(水)		民間病院児童精神科医	
	・「青年期のメンタルヘルスの理解と対	師	31 名
	応Ⅱ (演習編)」	精神保健福祉センター	31 名
		技術職員4名	

4 普及啓発

市民に対し、精神保健福祉の知識や精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して、専門的立場から協力、指導及び援助を行っている。

(1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

平成23年度の研修及び講演会等への講師派遣回数は、医師職36回、セラピスト9回、保健師6回、作業療法士1回となっている。また、依頼者別では、札幌市16回、その他団体12回、医療・介護関係8回、大学6回などとなっている。

ア 団体別派遣実績

依頼元団体	回数 (延べ)
札幌市	16
その他行政機関	0
大学	6
学校	0
司法関係	6
医療・介護関係	8
社会福祉法人	2
NPO法人	2
その他団体	12
合 計	52

イ 派遣実績一覧

テーマ	依 頼 者	演 題	開催日	講師職種
メ職	札幌市保健福祉局	保健福祉局メンタルヘル ス研修	7 /22	医師
ン 場タ の	札幌市都市局	職場のメンタルヘルス	10/25	医師
ルヘル	札幌施設管理㈱	職場におけるメンタルへ ルス	11/10	セラピスト
ス	札幌市総務局	労働衛生講習会	12 / 7	医師
	札幌市総務局	係長職メンタルヘルス研 修	3/9, 3/13	医師

札幌市精神障害者 第 354 回精神療養講座 4/16医師 家族連合会 北海道家庭生活総 カウンセリングを学ぶ人 合カウンセリング 5 / 14 医師 のために センター さっぽろ公共サー 利用者とのコミュニケー 6/15医師 ビス労働組合 ション困難を克服しよう 社会福祉法人北海 電話相談員として対人援 7 / 2医師 道いのちの電話 助に必要なもの 新任ケースワーカー研修 札幌市保健福祉局 7/4医師 札幌保護観察所 7/27医師 依存症基礎知識 札幌市保健福祉局 社会福祉主事実習 8/4,12/15保健師 出産前後に現れる精神障 札幌市保健福祉局 8 / 4 医師 がいについて 北海道家庭生活総 合カウンセリング トラウマケア 8 / 13 医師 精 センター 神 保 職員及び人権擁護委員研 セラピ 8 / 24, 9 / 1 健 札幌法務局 スト 福 祉 札幌市市民まちづ 配偶者からの暴力相談関 9/14医師 くり局 係職員研修 セラピ 札幌市地域自立支 関係機関の機能と連携に 10/21 援協議会 ついて スト 利用者とのコミュニケー 財)札幌市在宅福祉 11/8 医師 サービス協会 ション困難を克服しよう 札幌市地域自立支 精神障がいを理解しよう 11/26医師 援協議会 心のケアを必要とする人 札幌市母子寡婦福 12/5医師 祉連合会 に対しての基礎知識 社会福祉法人北海 うつ病と統合失調 12/13医師 道いのちの電話 知っているようで知らな セラピ 札幌市手稲区 1/19スト い精神疾患 かかりつけ医認知症対応 医師 北海道医師会 1/22力向上研修 覚醒剤犯引受人座談会講 1/31医師 札幌保護観察所 話

	旭川調停協会	旭川調停協会第2回自主	2 / 22	医師
		研修		
	大同舗道㈱	お父さんの心の健康	6 / 8	保健師
	創造学園豊平塾	高齢者の心の健康	6 / 9	保健師
	札幌市教育委員会	青年期のメンタルヘルス	8 / 3	医師
メ	手稲老人福祉センター	高齢者の心の健康	9 / 20	保健師
メンタル	北海道手話サークル連絡協議会	心のストレスを発散しよ う	11/20	保健師
ヘルス	札幌東部地区郵便 局長婦人会	見つけよう心のサイン・気 づこう小さな変化	11/24	作業療 法士
,	手稲区地域包括支 援センター	一次予防事業対象者のう つ予防について	12/20	セラピスト
	札幌市保健福祉局	保健福祉課新任職員フォ ローアップ研修	1 / 6	医師
	北海道医師会	産業保健研修会	1 / 28	医師
タ 害 時	札幌市消防局	メンタルヘルス研修	7 / 28	医師
害時のメン	札幌市精神障害者 家族連合会	災害とこころのケア	9 / 17	医師
	札幌市教育委員会	子どもの命を守る	8/1,8/2	医師
自 殺 対	北海道大学	札幌市における自殺の現 状と対策	9 / 8	セラピ
策	北海道医療大学	札幌市における自殺の現 状と対策	11/18	セラピスト
その:	北海道治療師会	解剖・生理	8/21、9/18、 10/30、11/27	医師
	札幌市立大学	健康福祉政策持論講義	9/24、11/19、 12/17、1/21	医師
他	札幌保護観察所	医療観察制度による地域 処遇の有効性と課題を探 る	2/16	セラピスト

(2) 相談会等派遣

依頼者	行事名	開催日	派遣者
札幌市保健福祉局	ホームレス総合相談会	5 / 28	保健師
札幌認知症の人と家族の会	認知症の人を正しく理解する 研修会	9 / 28	保健師

(3) 行事の共催及び名義後援実績

庁外の団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、共催及び後援を行っている。

平成23年度の実績は、後援14回、共催4回となっている。

開催日	行事名	区分	主催団体
4/15、6/3、 8/5、10/21、 12/2	市民の為のケア・カウンセリン グ講座〜仕事や人間関係のスト レスに負けない為に!〜	後援	NPO 法人日本ケア・カウンセリング協会
5 / 28	メンタルクライシスと支援	後援	社団法人北海道家庭生活総 合カウンセリングセンター
6 / 11	NHKハートフォーラム うつ 病と躁うつ病を知る	後援	社会福祉法人 NHK厚生文化事業団
6 / 11	第14回北海道いじめ・暴力・ひきこもり治療研究会	後援	北海道いじめ・暴力・ひき こもり治療研究会
7/31、8/21	第1回 ALIVE ミュージックフェ スティバル	後援	特定非営利活動法人国際曲 劇団
9/3、9/17、 10/8、10/22、 10/29	アディクション基礎講座 2011	後援	日本アルコール関連問題ソ ーシャルワーカー協会北海 道支部
9 / 9	札幌市立大学公開講座「うつ病を抱える人への関わり方 自殺への周囲の気づきと対応」	後援	札幌市立大学地域連携研究センター
10/27	北海道いのちの電話チャリティ ーコンサート「大平まゆみと仲 間たち」	後援	北海道いのちの電話チャリ ティーコンサート実行委員 会
10/29	厚生労働省補助事業 北海道いのちの電話公開講演会「悲しみを通して見えること…子どもを亡くした遺族の会の23年」	共催	社会福祉法人北海道いのちの電話

		•	
11/5	第6回北海道アルコール・薬物 依存予防、早期発見、解決市民 フォーラム	後援	北海道アルコール・薬物依 存予防、早期発見、解決市 民フォーラム
11/19	飲酒運転をなくす~市民フォー ラム~	後援	NPO 法人札幌連合断酒会
11/26	心の健康セミナー「森田療法」 市民講座〜現代の生き方と森田 療法〜	共催	北海道森田療法研究会
11/26	「多重債務とアルコールと孤立 …そして自殺」市民フォーラム	後援	NPO 法人札幌連合断酒会
2 / 18	第 14 回さっぽろ・こころの健康 まつり/精神療養講座	共催	さっぽろ・こころの健康ま つり実行委員会
2 / 26	フォーラム「統合失調症を生き る〜病とともに 自分らしく 〜」	後援	㈱NHK エンタープライズ
3 / 2	くらしのスキルセミナー これ から考える住環境〜シルバーラ イフ〜	後援	社団法人北海道家庭生活総 合カウンセリングセンター
3 / 3	北海道いのちの電話 市民公開 講演会「孤立する私 さびしい 私 生きるってどんなことな の」	共催	社会福祉法人北海道いのちの電話
3 / 16	市民の為のケア・カウンセリン グ講座〜仕事や人間関係のスト レスに負けない為に!〜	後援	NPO 法人日本ケア・カウンセリング協会

5 調査研究

札幌こころのセンターでは、ひきこもり状態にある青年や発達障がいの診断を受けている青年の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進などを目的に、グループケアを実施している。

併せてグループケアでは、ひきこもりや発達障がいで社会参加が難しく、社会との関係が希薄になっている青年の支援のあり方を探るための調査研究を行っている。

(1) グループ活動、教室、交流会などの活動状況

名称 (開始時期)	目的と内容	対象	期間・開催時間	回数	延べ 参加 者数
青年グループケア	活動を通して対	ひきこもりなど	参加期間1年		
Aグループ	人関係や生活リ	で社会との関係	週2回		
(平成 10 年)	ズムを改善し、	が希薄になって	$13:30\sim16:30$	87	296
	生活の幅を広げ	いる者			
	社会生活への適	(20歳~35歳)			
	応を促進する				
青年グループケア	障がいについて	高機能広汎性発	参加期間1年		
Bグループ	理解を深め、生	達障がいの診	月 2 回		
(平成 16 年)	きやすくなる考	断・告知を受け	$13:30\sim15:30$	20	134
	え方や生活の仕	た青年			
	方を探る	(20 歳~35 歳)			
青年グループケア	診断・告知を受	高機能広汎性発	参加期間1年		
Cグループ	けた当事者同士	達障がいの診	月 2 回		
(平成 16 年)	がコミュニケー	断・告知を受け	$13:30\sim15:30$	19	82
	ションを楽しむ	た青年			
		(20歳~35歳)			
アスペルガー家族	アスペルガー症	高機能広汎性発	隔月実施		
教室	候群について理	達障がいの診	13:30~15:30		
(平成 16 年)	解を深める	断・告知を受け		6	61
		ている青年の家			
		族			

アスペルガー	アスペルガー症	高機能広汎性発	毎月1回		
当事者勉強会	候群について理	達障がいの診	$13:30\sim15:30$		
(平成 16 年)	解を深める	断・告知を受け、		11	146
		相談等している			
		青年			
アスペルガー	アスペルガー症	新たに高機能広	月1回		
家族交流会	候群について理	汎性発達障がい	$13:30\sim15:30$		
(平成 17年)	解を深め、家族	の診断・告知を			
	同士が交流し支	受け、グループ		6	9
	え合う	活動や相談に来			
		所している青年			
		等の家族			
Mグループ	自身の障がい、	アスペルガー症	月1回		
(平成 19 年)	子育てについて	候群の診断告知	10:30~12:00		
	語ることで理解	を受けた子育て		10	38
	を深め、孤立感	中の母親			
	を緩和する				

(2) 支援者研修の実施

グループケアMグループ

平成 23 年 10 月 24 日 (月) 15 時 00 分~17 時 00 分

目的	対象	内容	参加者
発達障がい特性 をもつ親への支 援を学ぶことで、 育児における困 難の軽減を図り、 社会的取組で自 殺を防ぐ	本市職員 保健師 保育士 各種相談員 教員 等	○ 発達障がいの特性を持つ母親への対応 北海道大学大学院教育学研究院附属 子ども発達臨床研究センター教授 田中 康雄 氏	90

(3)研究発表等

月日	発表内容	学会名
10月8日	広汎性発達障害のある育児中の母親を	第 47 回全国精神保健福祉セン
10月6日	対象としたグループケアに関する一考察	ター研究協議会
	・広汎性発達障害のある育児中の母親を対	
	象としたグループケア	
	~当事者からみたグループケアの意義~	
11月10日	・広汎性発達障害のある育児中の母親を対象としたグループケア 〜支援者からみたグループケアの意義〜	第 63 回北海道公衆衛生学会

6 精神保健福祉相談

札幌こころのセンターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。

相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力して、複雑困難事例に対応している。

(1) 来所相談

予約制で、専門職 (精神科医・保健師・精神保健福祉士・臨床心理士・作業療法士) による相談面接を実施している。

平成23年度の来所相談では、前年度よりも全般的に件数が減少している。その一因としては、医師数の減少により、発達障がいの鑑別診断等の業務を縮小せざるを得なかったことも影響していると考えられる。

ア 相談件数

	年度	18	19	20	21	22	23
相談件数		790	575	379	701	694	355
内	新規相談件数	313	296	267	292	397	197
訳	継続相談件数	477	279	112	409	297	158

イ 新規相談者の状況(相談対象者と来所者の関係)

対象者との関係性別	本人のみ	家族のみ	関係機関	その他 ※	本人と 家族	本人と 関係機関	本人と 家族と 関係機関	本人とその他	nin-
男性	46	62	0	0	27	1	1	0	137
女性	23	19	0	1	13	3	0	1	60
計	69	81	0	1	40	4	1	1	197

※近隣住民

ウ 新規相談対象者の年齢

年齢性別	20 歳 未満	20~ 29 歳	30~ 39 歳	40~ 49 歳	50~ 59 歳	60~ 69 歳	70 歳 以上	不明	計
男性	12	55	38	25	2	3	2	0	137
女性	10	23	7	10	6	4	0	0	60
計	22	78	45	35	8	7	2	0	197

エ 新規相談対象者の居住区

居住区	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	市外	不明	計
件数	24	27	25	25	5	17	12	11	27	16	0	8	197

オ 新規相談者の相談内容(重複あり)

	相談内容	件数
精神科医療の問題		51
	診断治療に関すること	39
	セカンドオピニオン	1
	診断機関・相談機関に関すること	8
	その他	
	(疾患に該当するか否かについて等)	3
行動上の問題		49
	ひきこもり	33
	不登校	6
	家庭内暴力・DV	2
	虐待	0
	その他(発達障害が疑われる行動、	0
	逸脱行動、自傷・自殺企図等)	8
習慣的行動の問題		44
	ギャンブル	26
	アルコール	5
	薬物	2
	買い物	3
	摂食障害	3
	その他	_
	(盗み・窃視・盗撮・インターネット等)	5
福祉的制度		16
	社会資源	14
	年金	0
	その他(保護観察に関する相談など)	2
対人関係		18
	家庭	9
	職場	4
	学校	0
	その他	
	(家庭以外の対人関係の悩み、対人関係	5
	全般における悩み等)	

その他	21
話を聞いてほしい	2
その他(発達障害関連~診断希望・グル	
ープ参加希望・接し方について。他、育	19
児相談等)	

カ 新規相談の結果

	来所		紹介先機関					
結果	り 指導	光 指導	医療	関係	他の相	保健セ	その他	その他
	担等	拍等	機関	機関	談機関	ンター	*	
件数	88	56	23	5	8	0	14	3

[※]自助グループ、当事者グループ、家族グループ等

(2) 心の健康づくり電話相談

平日の9時00分から17時00分までは、電話相談員を札幌こころのセンターに 1名配置し、専用回線で電話相談を受けている。

また、平成23年3月から、平日夜間及び土日祝日(年末年始を除く)にも、業務委託により電話相談の時間延長を行い、様々なこころの悩みに関する相談を受ける体制を拡大している(「こころの健康相談統一ダイヤル」電話0570-064-556。受付時間:平日17時00分~21時00分、土日祝日10時00分~16時00分)。

電話相談件数については、自殺予防キャンペーン (「わたしは、ほっとけない。」 キャンペーン)等で当センターの相談電話の番号などを広報してきたことが少しず つ市民に認知され、相談件数の増加につながっていると考えられる。

ア 相談件数

電話相談件数は、自殺対策緊急強化基金の活用により相談窓口の普及啓発を行ったことや、内閣府の統一ダイヤルに参加し、受付時間を夜間や土日祝日にも延長したことなどにより、年々増加している。

平成23年度は、総件数6,179件(新規相談60.2%、継続相談39.8%)であり、そのうち、札幌こころのセンター受付分は3,703件(新規80.1%、継続19.9%)、時間延長分(委託)は2,476件(新規30.6%、継続69.4%)となっている。

	年度		18	19	20	21	22	23
	相談件数		2,617	2, 401	2, 229	2,888	3, 445	6, 179
	センター受付欠	}	2,617	2,401	2, 229	2,888	3, 273	3, 703
	月平均件数		218.1	200.1	185.8	240.7	272.8	308.6
	時間延長分		-	-	-	-	172	2, 476
	月平均件数	-	-	ı	1	172.0	206.3	
	新規相談	件数	2,048	1,936	1,840	2, 164	2,668	3,722
	利从几个日的人	%	78.3	80.6	82.5	74.9	77.4	60.2
	センター受付分	件数	2,048	1,936	1,840	2, 164	2,588	2,965
	ピング・支付方	%	78.3	80.6	82.5	74. 9	79. 1	80.1
内	時間延長分	件数	_	1	ı	1	80	757
PJ	时间处式分	%	-	1	ı	1	46. 5	30.6
訳	継続相談	件数	569	465	389	724	777	2, 457
п/	水压 形儿 个日 电火	%	21.7	19.4	17. 5	25. 1	22.6	39.8
	センター受付分	件数	569	465	389	724	685	738
	- ビング 支刊 万	%	21.7	19.4	17. 5	25. 1	20.9	19.9
	時間延長分	件数	_	_	_	_	92	1,719
	时间处区方	%	-	_	-	_	53.5	69.4

以下は、札幌こころのセンターで対応した平日9時~17時の受付分のみを対象と している。

イ 相談者の状況

a 相談対象者との関係

対象者と相談者の関係は、男性は「本人」が 72.6%、次いで「親」が 10.5% (「家族」全体では 20.9%) などとなっている。女性は、「本人」が 55.6%、次いで「親」が 24.5% (「家族」全体では 40.1%) などとなっている。

全体では、「本人」が 60.0%、「親」が 20.9% (「家族」全体では 35.1%) などとなっている。

					家族		関係	その			
		本人	配偶 者	親	子	兄弟 姉妹	その 他	機関	他	計	
男性	件数	693	50	100	25	15	10	10	52	955	
	%	72.6	5.2	10.5	2.6	1.6	1.0	1.0	5. 5	100	
hH-	件数	1,529	137	673	112	94	86	14	103	2,748	
女性	%	55.6	5.0	24.5	4. 1	3.4	3. 1	0.5	3.8	100	
計	件数	2, 222	187	773	137	109	96	24	155	3, 703	
	%	60.0	5.0	20.9	3.7	2.9	2.6	0.7	4.2	100	

b 相談者の年齢別状況

男性で最も多いのは、「 $40\sim50$ 歳代」の 33.9%、次いで「 $20\sim30$ 歳代」が 27.2% などとなっている。また、女性も同様に、最も多いのは「 $40\sim50$ 歳代」で 41.5%、次いで「 $20\sim30$ 歳代」が 20.8% などとなっている。

		~10 歳代	20~30 歳代	40~50 歳代	60 歳代~	不明	計
男性	件数	20	260	324	87	264	955
	%	2. 1	27.2	33.9	9. 1	27.7	100
	件数	30	571	1, 142	348	657	2,748
女性	%	1. 1	20.8	41.5	12.7	23.9	100
計	件数	50	831	1,466	435	921	3, 703
	%	1.4	22.4	39.6	11.7	24.9	100

c 相談者の居住地別状況

相談者の居住地別に見ると、「市内」が81.3%、「市外」が9.1%となっている。また、区ごとの相談件数では、北区が264件、東区が148件、中央区が147件などとなっている。

	札幌市内											
	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	区	市内計
	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	不明	
件数	147	264	148	119	73	95	46	81	129	73	1,837	3,012
%	4.9	8.8	4.9	4.0	2.4	3.2	1.5	2.7	4.3	2.4	60.9	100
	市内		市外		不明		計					
件数	3,012		335		356		3,703					
%	81.3		9. 1		9.6		100					

d 相談経路

相談電話の番号をどこで知ったのかについては、不明を除いて最も多いのが、前から知っていたという「既知」で 860 件、次いで「医療機関」が 378 件、「広報・インターネット」が 217 件などとなっている。

相談経路	声役所等関係機	相談機関	医療機関	保健所/保健セ	教育機関	他の電話相談	報道機関/新聞	ネット 広報/インター	ポスター/ステッカ	知人	既知	その他	不明	計
件数	87	100	378	20	23	35	29	217	18	40	860	86	1,810	3, 703
%	2.3	2.7	10.2	0.5	0.6	0.9	0.8	5. 9	0.5	1.1	23.2	2.3	48.9	100

e 通話時間別状況

通話時間別に見ると、男性は「15 分未満」が 76.2%、「15~30 分未満」が 17.9% となっている。一方、女性は、「15 分未満」が 64.6%、「15~30 分未満」が 25.1% となっており、女性のほうが、やや相談が長くなる傾向がうかがえる。

		15 八土港	15~30 分	30 分~	1 時間		
		15 分未満	未満	1時間未満	以上		
男性	件数	728	171	48	8	955	
<i>为</i> 往	%	76. 2	17.9	5.0	0.8	100	
女性	件 数	1,775	691	253	29	2,748	
女 注	%	64.6	25. 1	9.2	1.1	100	
計	件 数	2, 503	862	301	37	3, 703	
	%	67.6	23. 3	8. 1	1.0	100	

f 曜日別相談状況

曜日別では、月曜が1日平均17.7件、火曜が16.6件とやや多いのに対し、 木曜は12.2件と少ない傾向がみられる。全体では、1日平均15.2件であった。

	月曜 火曜		水曜	木曜	金曜	計
相談件数	832	814	762	600	695	3, 703
割合 (%)	22.5	22.0	20.6	16. 2	18.7	100
日 数	47	49	50	49	49	244
1日平均(件)	17.7	16.6	15. 2	12.2	14. 2	15. 2

ウ 相談対象者の状況

a 年齢別状況

対象者の年齢別では、男性は「 $20\sim30$ 歳代」が 35.6%、「 $40\sim50$ 歳代」が 23.9% などとなっている。一方、女性は「 $40\sim50$ 歳代」が 29.8%、「 $20\sim30$ 歳代」が 29.0%などとなっている。

		~10 歳代	20~30 歳代	40~50 歳代	60 歳代~	不明	計
男性		197	515	345	135	255	1, 447
男性	%	13.6	35.6	23. 9	9.3	17.6	100
女 性	件 数	199	644	660	285	430	2, 218
女 注	%	9.0	29.0	29.8	12.8	19.4	100
井田子田	件 数	15	2	0	1	20	38
性別不明	%	39. 5	5. 3	0.0	2.6	52.6	100
計	件 数	411	1, 161	1,005	421	705	3, 703
司	%	11. 1	31.4	27. 1	11.4	19.0	100

b 職業別状況

職業別では、男性は「無職」が 42.1%、「有職」が 25.3%となっている。一方、女性は、「無職」が 55.0%、「有職」が 14.1%となっている。なお、女性の「無職」には、主婦が多数含まれているものと思われる。

		学生	有職	無職	不明	計
男 性	件 数	200	366	609	272	1, 447
力性	%	13.8	25.3	42.1	18.8	100
/ kil.	件 数	206	312	1, 221	479	2, 218
女 性	%	9.3	14.1	55.0	21.6	100
性別不明	件 数	9	2	7	20	38
1生別1191	%	23.7	5.3	18.4	52.6	100
⇒I	件数	415	680	1,837	771	3, 703
計	%	11.2	18.4	49.6	20.8	100

c 受診歴別状況

精神科を受診したことがある人が 54.8%、受診したことがない人が 24.8%となっている。

	有り	無し	不明	計
件 数	2,028	919	756	3,703
%	54.8	24.8	20.4	100

工 相談内容別状況

相談内容としては、「精神科医療の問題」が 39.4%と最も多く、次いで「その他」19.9%、「対人関係」17.3%などとなっている。さらに細かく分類すると、「診療機関・相談機関に関すること」が 22.2%で最も多く、次いで「話を聞いて欲しい」13.0%、「精神科医療の問題(その他)」10.9%などとなっている。

相談内容	(重複あり)	件数	%
精神科医療の問題		1,828	39. 4
	診断治療に関すること	280	6.0
	セカンドオピニオン	16	0.3
	診療機関・相談機関に関すること	1,027	22.2
	その他	505	10.9
行動上の問題		589	12.7
	ひきこもり	102	2.2
	不登校	83	1.8
	家庭内暴力·DV	80	1.7
	虐待	12	0.3
	その他	312	6.7
習慣的行動の問題		309	6.7
	ギャンブル	92	2.0
	アルコール	56	1.2
	薬物	12	0.3
	買い物	7	0.1
	摂食障害	46	1.0
	その他	96	2.1
福祉的制度		185	4.0
	社会資源	79	1.7
	年金	15	0.3
	その他	91	2.0
対人関係		804	17. 3
	家庭	382	8.2

	職場	125	2.7
	学校	72	1.5
	その他	225	4. 9
その他	920	19.9	
	話を聞いて欲しい	602	13.0
	その他	318	6. 9
計		4,635	100

オ 相談の結果

相談結果(処遇)別に見ると、「傾聴」が26.3%、次いで「医療機関紹介」24.0%、 「助言指導」20.7%などとなっている。

				紹介先機関						
結果	助言 指導	来所 相談の 勧め	医療機関	関係機関	他の相談機関	保健 所・保 健セン ター	その他の機関	傾聴	その他	#
件数	772	176	892	184	415	38	44	978	224	3,723
%	20.7	4.7	24.0	4.9	11.1	1.0	1.2	26.3	6.0	100

(重複あり)

(3) ホームページに寄せられた問い合わせ対応

札幌こころのセンターでは、メール相談への対応は原則として行っていない。しかし、当センターのホームページの問い合わせフォームから相談や質問等が寄せられた場合には、例外的な取扱いとして、回答しうる範囲で対応した。

ア 相談者の年齢別状況

男性は「40 代」が7 人、「30 代」が4 人などとなっており、女性は「30 代」が11 人、「40 代」が5 人などとなっている。全体では、「30 代」が15 人、「40 代」が12 人などとなっている。

	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60代	70代~	不明	計
男性	0	0	4	7	3	0	0	0	14
女 性	0	4	11	5	0	0	0	0	20
性別不明	0	0	0	0	0	0	0	3	3
計	0	4	15	12	3	0	0	3	37

イ 相談者の居住地別状況

居住地別では、「市内」が23件と最も多いが、「道外」からも4件の相談がきている。

	札 幌 市 内											
	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	区	市内計
	区	区	区	区	区	区	区	区	区	区	不明	111 人才旦1
件数	4	1	4	2	1	3	0	1	4	0	3	23
	市	内	市	外	道	外	不	明	章	+		
件数		23		2		4		8		37		

ウ 職業別状況

職業別では、男性は「有職」が9人と最も多く、女性も「有職」が8人と、最も多くなっている。

	学生	有職	主婦	無職	その他 ・不明	計
男 性	1	9	0	4	0	14
女 性	0	8	5	1	6	20
性別不明	0	0	0	0	3	3
計	1	17	5	5	9	37

工 相談内容別状況

相談内容としては、「精神科医療の問題」が20件と、ほぼ半数を占めている。 さらに細かく分類すると、「診断治療に関すること」と「診療機関・相談機関に関 すること」が各8件となっているほか、精神保健福祉センターに関する質問など、 「その他」も多くなっている。

相	談内容(重複あり)	件数
精神科医療の問題		20
	診断治療に関すること	8
	セカンドオピニオン	0
	診療機関・相談機関に関すること	8
	その他	4
行動上の問題		1
	ひきこもり・不登校	0
	家庭内暴力·DV	1
	虐待	0
	その他	0
習慣的行動の問題	·	0

	ギャンブル・買い物	0
	アルコール・薬物	0
	摂食障害	0
	その他	0
福祉的制度		3
	社会資源・年金	0
	その他	3
対人関係		5
	家庭	2
	職場	1
	学校	0
	その他	2
その他		12
	話を聞いて欲しい	1
	その他	11
計		41

オ 相談の結果

相談結果(処遇)別に見ると、「電話相談の勧め」が14件、次いで「助言指導」 8件、「医療機関紹介」7件などとなっている。

結果	助言指導	来所相談の勧め	電話 相談 の勧 め	医療機関	市役所等與機関	紹介先機 他の 相談 機関	関 保健 所・保 健セン ター	その 他の 機関	その 他	計
件数	8	4	14	7	2	4	0	1	7	47

(重複あり)

7 特定相談

(1) 思春期特定相談事業(再掲)

札幌こころのセンターでは、精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持 増進及び適応上の障がいの予防と早期発見等を図ることを目的に、平成 14 年 6 月から思春期特定相談事業を開始した。

対象は、概ね 12 歳から 18 歳までにある青少年の教育・相談を担当している職員や、不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている青少年とその家族としている。

また、思春期精神保健に関する知識の普及を目的に、思春期精神保健に関する ネットワーク会議・思春期精神保健研修会を開催している。

ア 来所相談

a 相談件数

「6 精神保健福祉相談」の「(1) 来所相談」でも述べたように、前年度よりも相談件数が減少している。

	男	女	計 (延べ)	実数
23 年度相談件数	9	23	32	18
22 年度 (参考)	39	50	89	56

b 主訴別件数 (重複あり)

相	談内容	件数
精神科医療の問題		15
	診断治療に関すること	1
	セカンドオピニオン	0
	診断機関・相談機関に関すること	0
	発達障害	14
	その他	0
行動上の問題		9
	ひきこもり	2
	不登校	5
	家庭内暴力・DV	0
	虐待	0
	その他	2
	(学校生活の困りごと・複数の問題行動	4

i		
	について)	
習慣的行動の問題		5
	ギャンブル	0
	アルコール	0
	薬物	0
	買い物	0
	摂食障害	1
	その他(盗み・インターネット依存)	4
福祉的制度		1
	社会資源	1
	その他	0
対人関係		11
	家庭	1
	学校	8
	その他(話すことが苦手)	2
その他 (子への接し方について)		1

c 相談の結果

	助言	来所		糸	3介先機関				
結果	奶音 指導	光 指導	医療	関係	他の相	保健セ	その他	その他	計
	11 等	担等	機関	機関	談機関	ンター	7 V) 11L		
件数	16	10	3	3	0	0	0	0	32

イ 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議・思春期精神保健研修会

地域の思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が情報交換、 認識の共有化、役割機能の確認等、思春期の精神保健福祉活動の推進を図ることを 目的に札幌市思春期精神保健ネットワーク会議を開催している。事務局は当センタ 一が担当し、教育委員会、教育センター、児童福祉総合センター、子どもアシスト センター、保健所、市立札幌病院静療院、北海道警察本部少年サポートセンター、 医療機関、家庭支援センター、北海道子どもの虐待防止協会の機関で構成している。 会議後に、医療・保健・教育・司法・矯正教育・福祉等子どもにかかわる専門職

a 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議

を対象に研修会を実施した。

日時: 平成 23 年 11 月 14 日 (月) 15 時 30 分~17 時 00 分

内容: 平成 22 年度思春期精神保健ネットワーク会議報告、各機関の活動報告、 知的障がいあるいは境界線レベルの知的水準の子どもたちへの支援に関 する意見交流会を行った。

b 思春期精神保健研修会

日時:平成23年11月14日(月) 18時00分~20時00分

内容:斉藤美香氏(北海道大学保健センター臨床心理士)を招き、「生きづら さを抱える思春期・青年期学生の現状と支援のあり方について」というテ ーマで講演を行った。

(2) アルコール関連問題等特定相談事業(再掲)

アルコール乱用・依存をはじめ、薬物乱用・依存やギャンブルなど「嗜癖」問題は、平成15年度まで一般相談の中で取り扱ってきたが、地域精神保健の中でも重要課題の一つとして捉え、平成16年度からは嗜癖関連問題全般について、特定相談事業として位置づけている。電話相談で来所相談の希望及び必要性を判断し、面接相談を実施している。

a 相談件数 (来所)

	男	女	計 (延べ)	実数
23 年度相談件数	40	10	50	41
22 年度 (参考)	42	12	54	47

b 相談内容

	20 歳	20 ~	30 ∼	40 ~	50 ~	60 ~	70 歳	不明	計
	未満	29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	69 歳	以上	个奶	計
アルコール	0	1	3	1	0	1	0	0	6
薬物	0	2	2	0	0	0	0	0	4
ギャンブル	0	7	9	7	3	4	0	0	30
※その他	3	5	0	2	0	0	0	0	10
計	3	15	14	10	3	5	0	0	50

[※]買物依存、浪費癖、性癖、インターネット依存に関する相談等

c 相談の結果

	助言	来所		糸	四介先機队				
結果	指導	光 指導	医療	関係	他の相	保健セ	その他	その他	計
	担等	担等	機関	機関	談機関	ンター	*		
件数	20	7	6	0	5	0	12	0	50

[※]自助グループ等

8 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

当事者関連	北海道精神障害者回復者ク	「自分の病気と薬を知る相談会」の
	ラブ連合会 (道回連)	開催協力及び助言者の派遣。
家族関連	札幌認知症の人と家族の会	認知症介護相談コーナーにおける
		相談対応の支援。
社会復帰施	札幌デイケア協議会	年 6 回の例会、世話人会の開催に
設団体関連		関する協力。
その他	社会福祉法人北海道いのち	相談員養成講座の講師、及び相談員
	の電話	の応募面接官の派遣等。

9 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法(当時)の規定により、昭和62年に創設された。

札幌市では、大都市特例の施行により平成8年度に設置され、平成14年度から事務が 精神保健福祉センターへ移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条~15条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第2条

(2) 業務の概要

ア 審査会委員 11名 2合議体(1合議体5名)・予備委員1名

イ 審査会開催回数 年24回 (1か月に2回開催)

(3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

ア 平成23年度の審査実績

		医療保護入院者	医療保護入院者	措置入院者	計
		入院届	定期病状報告書	定期病状報告書	н
	審査件数	3, 385	2, 136	31	5, 552
審	入院継続	3, 385	2, 136	31	5, 552
査結	入院形態変更	0	0	0	0
果	退院が適当	0	0	0	0

イ 年度別審査件数の推移

	医療保護入院者	医療保護入院者	措置入院者	∌l.
	入院届	定期病状報告書	定期病状報告書	計
18 年度	2,684	2,001	38	4,723
19 年度	2,904	1,982	38	4, 924
20 年度	2,772	2,030	33	4,835
21 年度	3,024	2,063	29	5, 116
22 年度	3, 134	2, 121	31	5, 286
23 年度	3, 385	2, 136	31	5, 552

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

区分	請求件数
受付件数(内、前年度受理分)	30 (1)
審査前に退院	3
審査前に取下げ	2
審査件数	21
審査未了件数(次年度へ)	4

審了		21
虚	入院継続	21
審	入院形態変更	0
1 1 1 結	退院が適当	0
相果	処遇が適当	0
术	処遇は不適	0

- * 電話相談件数 717件 (月平均 約60件)
- * 受付から結果通知までの所要日数 28日

(参考 平成 22 年度 26.5 日 平成 21 年度 31.2 日)

1 O 自立支援医療 (精神通院医療)の支給認定及び精神障害者保 健福祉手帳の判定に関する事務

札幌こころのセンターでは、法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援 医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療(精神通院医療) の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

(1) 沿革

本業務は従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていたものであるが、 平成11年の法改正により、平成14年度から精神保健福祉センターへ移管されることと なった。そのため、平成14年以降は、新たに本市の内部機関として、精神保健福祉セン ターが設置した「札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会」にて、本業務を 実施している。また、平成18年には、通院医療費公費負担制度が障害者自立支援法第 52条の規定による自立支援医療(精神通院医療)支給認定へと制度変更されたことから、 名称が「自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会」に変更された。

(2) 判定会の概要

判定会は、審査判定会員6名から構成され、通常毎月第2、第4、木曜日に開催されている。

(3) 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定について

	平成 21 年度判定会 自立支援医療 (精神通院医療)									
	一									
		於足	却下 高額継続非該当 その他 保							
合計	27,775	26,097	146	619	4	909				

	平成 22 年度判定会 自立支援医療 (精神通院医療)									
	合計	初宁	却下	一部認定		保留				
	`□` ቩ	合計 認定 却下 高額継続非該当 その他								
合計	13,820	12, 387	73	372	2	517				

※平成22年1月の区受付分から更新申請の診断書の省略が可能となったため、判定件数が前年より減少した。

	平成 23 年度判定会 自立支援医療 (精神通院医療)									
	一									
	口百日	於足	認定 却下 高額継続非該当 その他 保留							
合計	合計 25,577 23,810 71 756 5 935									

(4) 精神障害者保健福祉手帳の判定について

平成 21 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳										
	合計 1級 2級 3級 非該当 保留									
合計 4,570 238 1,514 2,272 143 381										

	平成 22 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳										
	合計 1級 2級 3級 非該当 保留										
合計 4,844 248 1,566 2,313 72 331											

	平成 23 年度判定会 精神障害者保健福祉手帳										
	合 計 1級 2級 3級 非該当 保留										
合計	合計 5,567 312 1,827 2,943 82 403										

11 精神障害者社会適応訓練事業

大都市特例の施行により北海道から事務の委譲を受け、平成8年4月から札幌市において精神障害者社会適応訓練事業を開始し、平成15年度から、精神保健福祉センターへ事務が移管された。

(1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第50条、51条(平成24年4月削除) ※ 根拠法令の削除に伴い、平成23年度から段階的に事業規模を縮小し、平成 24年度末をもって事業廃止を予定している。

(2) 事業の目的

通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がいのある人を、精神障がい者の社会経済活動への参加促進に熱意のある事業所に委託して一定期間通わせ職業を与えるとともに、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行うことにより、再発防止と社会的自立を促進することを目的としている。これまでに、実際に就労に結びついた事例もあり、精神障がい者の就労を支援するための一つの手段となっている。

(3) 事業の内容

訓練対象者を受け入れている事業所に対し、委託料として、対象者一人当たり日額3千円を支払っている。札幌市では、そのうち1千円を訓練対象者に支給することとしている。対象者ごとの委託期間は原則として6か月以内であるが、必要があると認められる場合、最大18か月まで訓練を延長することができる。

(4) 訓練利用者数及び就労者数実績

(人)

	年度	18	19	20	21	22	23
	利用者数	10	9	9	6	6	4
	終了者数	3	5	4	4	3	3
終	一般就労※1	0	1	2	1	1	1
後	一般就労に向け求職**2	2	0	0	1	1	0
の進	就労訓練の継続	1	1	2	0	2	1
進路	その他**3	0	3	0	1	0	1

- ※1 協力事業所への雇用や、その他の一般企業等へ雇用となった者。
- ※2 ハローワークや障害者職業センターを通して求職活動を行う者。訓練者からの申し 出によるものが多い。
- ※3 症状再燃のため治療優先となった者。

12 精神科救急情報センターの運営

平成16年6月に精神科救急情報センターを設置し、精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365日、 24時間体制を確保している。

(1) 精神科救急情報センターの概要

開 設 日:平成16年6月1日

設置目的:精神障がい者、その家族、その他関係者から緊急の精神科医療を必要とすると考えられる事例についての相談を受け付け、適切な処遇へ振り分ける(トリアージする)こと

設置主体: 札幌市

位置付け:北海道精神科救急医療システム道央(札幌・後志)ブロック

配置職員:精神保健福祉士、臨床心理士、看護師(精神科勤務経験の(相談員)ある者)

等、精神保健福祉に精通した者

勤務体制:1勤務あたり原則2名配置

(約30名の登録相談員によるシフト制)

稼働時間:平日17時00分~翌日9時00分、土日祝日9時00分~翌日9時00分

そ の 他:札幌精神科医会精神科救急医療体制検討委員会の合意に基づき運用。「空

床情報システム」として、空ベッド情報を活用。電話相談員のバックアップ

を北海道精神科診療所協会の有志の精神科医が「待機医」として担当

(2) 精神科救急情報センターの電話相談

ア 年度別相談件数と病院受診件数の推移

年度	18	19	20	21	22	23
総相談 件数	8,008	6, 272	5, 102	4, 896	4, 155	4, 101
病院受診 件数	1, 015	833	650	583	533	558

相談件数は昨年度に比べると減少したが、受診数(当番病院の診察数)は昨年度に比べると増加している。当番病院、関係機関との調整が速やかに行われていると言える。

イ 平成23年度月別相談件数と病院受診件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	合計
総相談 件数	302	351	283	363	358	350	385	336	350	358	297	368	4, 101
病院 受診	44	45	32	49	57	52	53	40	47	50	38	51	558

(月平均 相談件数:342件 病院受診:47件)

ウ 時間帯別相談件数

	17:00	19:00	21:00	23:00	1:00	3:00	5:00	7:00	9:00	13:00	
時間帯	\sim	\sim	\sim	\sim	~	~	~	~	\sim	\sim	合計
	18:59	20:59	22:59	0:59	2:59	4:59	6:59	8:59	12:59	16:59	
件数	632	623	548	503	336	224	164	166	428	477	4 101
(件)	032	023	040	503	550	224	104	100	420	411	4, 101
割合	15 4	15 9	19 /	12.3	8. 2	ت د	4 0	4 0	10.4	11.6	100 0
(%)	15.4	15. 2	13. 4	14. 5	0.2	5. 5	4. 0	4.0	10.4	11.6	100.0

相談は夜間帯 $(17:00\sim22:59)$ が全体の約4割 (44.0%) を占める。また、日中帯 $(9:00\sim16:59)$ は、土日のみの稼働にもかかわらず全体の約2割 (22.0%) を占め、情報センターが担う役割を十分に果たしていると言える。

工 曜日別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数(件)	448	444	402	457	452	875	1023	4, 101
割合(%)	10.9	10.8	9.8	11.1	11.0	21.3	24. 9	100.0

才 所要時間別相談件数

相談									
時間	$0\sim 4$	$5\sim9$	$10 \sim 14$	$15 \sim 19$	$20 \sim 24$	$25 \sim 29$	$30 \sim 59$	60~	合計
(分)									
件数	1 717	983	476	245	210	190	204	38	4 101
(件)	1,717	900	476	345	210	128	204	30	4, 101
割合(%)	41.9	24.0	11.6	8. 4	5. 1	3. 1	5. 0	0.9	100.0

15 分以内で終了した相談件数が全体の約8割(77.5%)を占め、迅速なトリアージが行われたと言える。

力 相談者別相談件数

相談者	本人	同居	非同居	救急隊	警察	精神科
11 談 有	4 八	親族	親族	拟忌啄	音祭	医療機関
件数 (件)	1,903	818	300	384	149	61
割合(%)	46.4	19.9	7.3	9.4	3.6	1.5
相談者	その他の 医療機関	夜間急病 センター	行政 機関	その他	不明	合計
件数 (件)	109	5	26	265	81	4, 101
割合(%)	2. 7	0.1	0.6	6.5	2.0	100.0

本人・親族からの相談が約7割(73.6%)を占めている。

キ 年代別相談件数

左仏	20 歳	20~	30∼	40~	50~	60~	70 歳	不明	<u> </u>
年代	未満	29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	69 歳	以上	个奶	合計
件数 (件)	126	679	870	910	372	283	239	622	4, 101
割合(%)	3. 1	16.6	21.2	22.2	9. 1	6. 9	5.8	15.1	100.0

ク 相談内容別

相談内容	自傷	自殺企図	他害	薬の副作用	過量服薬	徘徊	興奮	心気的 訴え	不安
件数 (件)	72	102	46	28	134	10	343	74	287
割合 (%)	1.8	2.5	1. 1	0.7	3.3	0.2	8.4	1.8	7.0
相談内容	いらいら	不眠	気分の 高揚	抑うつ感	幻覚	支離 滅裂	奇妙な 言動	摂食障害	強迫 行為
件数 (件)	287	166	65	283	102	79	188	2	6
割合		4.0	8. 1	1.6	6. 9	1. 9	4.6	0.0	0.1

相談内容	酩酊	薬物乱用	身体症状	薬切れ	希死(自 殺)念慮	発作	せん妄	精神 医療 相談	救急 相談外
件数 (件)	66	6	512	104	155	68	0	452	298
割合 (%)	1.6	0.1	12. 5	2.5	3.8	1. 7	0.0	11.0	7.3
相談内容	問い 合わせ	その他	不明	合計					
件数 (件)	91	19	12	4, 101					
割合(%)	2. 2	0.5	0.3	100.0					

平成23年度から、相談内容を細分化するため新たに項目を増やした。

ケートリアージ結果

			病隊	完受診 (558 作	‡)	
	緊急対象外	助言指導	业 季 序 险	かかりつ	その他の	合計
			当番病院	け病院	病院	
件数(件)	2, 963	580	530	14	14	4, 101
割合(%)	72.4	14.1	12.9	0.3	0.3	100.0

病院受診結果(内訳)

	外来のみ	任意 入院	医療保 護入院	緊急措 置入院	応急 入院	受診 せず	その他 ・不明	合計
件数 (件)	279	36	128	17	1	77	20	558
割合(%)	50.0	6.5	22.9	3.0	0.2	13.8	3.6	100.0

全体的に軽症者が多く、緊急対象外の相談が全体の約7割(72.4%)を占めるが、電話相談のみで不安が解消されることにより、不要不急の受診に至らないという効果もあると考えられる。

13 自殺総合対策事業

札幌市の自殺死亡者数は、平成 10 年に 400 人を初めて超えて以来、高止まりとなっており、減少の兆しは見られていない。平成 21 年は 420 人で、前年より大きく減少したが、その後はほぼ横ばいであり、減少傾向にはなっていない。

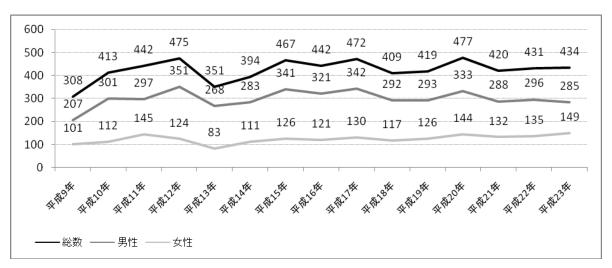
自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題などさまざまな要因が複雑に関係しているため、これを行えば即座に自殺が減るというような対策は見当たらず、庁内のさまざまな部署が連携して継続的に取り組むべき課題となっている。

札幌市では、平成21年7月に「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置し、平成22年3月には「札幌市自殺総合対策行動計画」を策定して、平成21年度から25年度までの5年間の基本的施策及び重点取組項目を定めている。この計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標に、庁内が連携して自殺総合対策事業を進め、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、安心・安全に暮らすことができる社会の実現を目指している。

(1) 札幌市の自殺死亡者数の年次推移

全国の自殺死亡者数は、平成 10 年以降、毎年 3 万人前後で推移している。札幌市の自殺死亡者数は、平成 10 年に初めて 400 人を超えたのち、毎年 400 人前後で推移している。平成 23 年の自殺死亡者数は、前年より 3 人増え、434 人となっている。





(2) 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市では、平成 21 年 7 月に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策 推進会議」を設置している。平成 23 年度は、幹事会・ワーキンググループ及び 推進会議を各 2 回実施し、平成 23 年度自殺総合対策事業や今後の自殺総合対策 の方向性等について検討している(会議の内容等については、「1 企画立案」 を参照)。

(3) 平成23年度自殺総合対策事業一覧

ア 研修会

福祉専門職やかかりつけ医等に対し、自殺予防の相談対応力向上を図る研修を 実施している。

① かかりつけ医うつ病対応力向上研修

日時: 平成 23 年 8 月 27 日 (土) 13 時 50 分~18 時 15 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:松原 良次氏(札幌花園病院院長)

田辺 等氏(北海道立精神保健福祉センター所長)

稲村 茂氏 (メンタルクリニック秋田駅前院長)

対象:医師

内容:講義·演習 参加人数:171人

② 自殺予防人材養成研修

高齢者分野の支援者向け研修会

日時: 平成 23 年 10 月 9 日 (日) 13 時 30 分~18 時 00 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:渡邉 直樹氏(関西国際大学 人間科学部教授)

対象:ケアマネージャー・保健師・介護職等

内容:講演「高齢者のうつと自殺予防について~こころと命を支える砦」

演習「こころと命を支える地域づくり~自殺を予防するために私たちに

できること」

参加人数:95人

母子保健分野の支援者向け研修会

日時: 平成 23 年 10 月 24 日 (月) 15 時 00 分~17 時 00 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:田中 康雄氏

(北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター教授)

対象:札幌市職員(保健師·保育士等 母子関係機関職員)

内容:発達障がいの特性を持つ母親への対応

参加人数:90人

思春期分野の支援者向け研修会

日時: 平成 23 年 11 月 14 日 (月) 18 時 00 分~20 時 00 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:斉藤 美香氏(北海道大学保健センター臨床心理士)

対象:教員、学生相談室職員、医療機関職員等

内容:生きづらさを抱える思春期・青年期学生の現状と支援のあり方について

参加人数:90人

産業保健分野の支援者・企業管理職向け研修会

日時: 平成 24 年 2 月 15 日 (水) 14 時 00 分~16 時 30 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:大西 守氏(社団法人日本精神保健福祉連盟常務理事)

対象:産業保健分野の専門職、企業管理職

内容:職場におけるメンタルヘルスと自殺予防

参加人数:165人

自殺未遂者対策研修会

日時: 平成24年3月12日(月)18時30分~20時00分

場所: WEST19 2階研修室

講師:守村 洋氏(札幌市立大学看護学部准教授)

対象:救急看護師、医療機関職員等

内容: 救急医療現場における自殺予防~平成23年度札幌市自殺未遂者実態調査

から~

参加人数:33人

③ 自死遺族支援研修会

日時: 平成 23 年 9 月 27 日 (火) 18 時 00 分~19 時 30 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:張 賢徳氏(帝京大学医学部附属溝口病院)

対象:自死遺族に関わる可能性のある援助者(区職員、医療機関専門職等)

内容:自死遺族の心理・社会的状況と支援について

参加人数:109人

イ 講演会・シンポジウム

一般市民を対象に、自殺予防の知識の普及を図る講演会等を実施している。

① JCPTD・札幌市シンポジウム「うつをこえて」

日時: 平成 23 年 9 月 25 日 (日) 13 時 00 分~15 時 00 分

場所:WEST19 5階講堂

講師:香山 リカ氏 (精神科医 立教大学教授)、当事者家族1名

対象:一般市民

内容:体験発表) 家族の立場から

講演) 大切な人がうつ病になったとき

※講演終了後、市内精神科医によるうつ病相談会を実施

参加人数:209人

② 市民向け講演会「自死遺族支援について考える」

日時: 平成 23 年 12 月 11 日 (日) 13 時 30 分~15 時 30 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:清水 康之氏

(特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク代表)

当事者1名

対象:一般市民

内容:体験発表)遺族の想い

講演)自死遺族の現状と支援の課題

参加人数:89人

③ 市民フォーラム「アルコール依存症と家族」

日時: 平成 24 年 1 月 28 日 (土) 12 時 30 分~15 時 00 分

場所: WEST19 5 階講堂

講師:芦澤 健氏 (医療法人こぶし植苗病院院長)、当事者1名、当事者家族1

名

対象:一般市民

内容:体験発表) 当事者・家族の立場から

講演) アルコール依存症と家族

※講演終了後、札幌市連合断酒会会員によるうつ病相談会を実施

参加人数:136名

④ 札幌市自殺予防講演会「ほっとけない・こころの健康づくり講演会」

日時: 平成 24 年 3 月 24 日 (土) 13 時 30 分~15 時 20 分

場所:札幌エルプラザ(北区北8条西3丁目)

講師:三遊亭 白鳥氏(落語家)

対象:一般市民

内容:報告)札幌市の自殺総合対策について(札幌市による報告)

講演)ほっとけない・こころの健康づくり講演会

~今も昔も人は独りじゃ生きられない~

参加人数:133人

ウ 相談会一覧

多重債務やこころの健康に関する相談をワンストップで受け付ける総合相談 会を実施し、問題の早期発見、早期対応を行っている。

① 借金・就職・健康無料相談会~悩んでいるあなたへ~ (第1回)

日時: 平成 23 年 9 月 22 日 (木) 10 時 00 分~17 時 00 分

場所:WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象:一般市民

回答者:弁護士、司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容:借金・就職・こころとからだの健康に関する相談会

相談述べ件数:27件

(第2回)

日時: 平成 24 年 2 月 23 日 (木) 10 時 00 分~17 時 00 分

場所:WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象:一般市民

回答者:弁護士、司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容:借金・就職・こころとからだの健康に関する相談会

相談述べ件数:30件

② 借金・労働・こころ・からだ無料相談会

日時: 平成 23 年 12 月 15 日 (木) 10 時 00 分~17 時 00 分

場所:WEST19 4階 札幌こころのセンター

対象:一般市民

回答者:司法書士、ハローワーク職員、保健師、セラピスト

内容:借金・労働・こころとからだの健康に関する相談会

相談延べ件数:15件

工 普及啓発事業一覧

各種普及啓発事業を実施し、市民へ自殺予防への知識を普及させるとともに自 殺を身近に感じてもらうことで社会全体の自殺予防に対する意識の定着を図る。

自殺予防、メンタルヘルスに関するパネルの展示。		事 業 名	実施期間	対 象	内 容
1 自殺予防巡回パネル展 平成 23 年度 一般市民 パネル貸出事業により、各区でパネル展が実施された。	1				自殺予防、メンタルヘルスに関するパネルの展示。 パネル貸出事業により、各区で

		1	1	
2	精神疾患に関する小冊 子の作成	平成 23 年 9月	一般市民	区役所に来所相談した市民に 精神疾患についてわかりやす く伝える小冊子を作成し、配布 した。
3	民間企業・団体への メンタルヘルス支援事 業	平成 23 年度	民間企業 経営者	札幌商工会議所に所属する会員企業(約2万社)にメンタル ヘルスに関する情報を同封し たダイレクトメールを発送。
4	地下鉄電照ポスターの設置	平成 23 年 11 月 30 日~	一般市民	うつのサインや相談窓口を掲載した電照ポスターを作成し、 地下鉄8駅10ヵ所に設置した。
5	大型ビジョンを活用し た普及啓発事業	平成 24 年 3月	一般市民	うつのサインについて啓発するCM映像を作成。広報課と連携し、地下歩行空間やシネマコンプレックス等の大型ビジョンで放送。
6	市関連施設、アライア ンス企業においてポス ターやトイレステッカ ーを掲出	平成 24 年 3月	一般市民	協力を得られた企業・団体にポ スターやトイレステッカーを 掲出。
7	新聞広告を活用した 普及啓発	平成 24 年 2月 14 日	一般市民	北海道新聞 15 段カラーで自殺 予防メッセージを掲載。
8	交通広告を活用した 普及啓発	平成 24 年 2 月 14 日~19 日	一般市民	地下鉄車両に中吊り広告を掲 示し、自殺予防メッセージや事 業広報を実施。
9	ラジオ番組(FM2局) にて自殺対策について 放送	平成 24 年 3 月	一般市民	札幌市の自殺の現状や相談された時の対応について紹介。
10	STV「札幌ふるさと 再発見」にて自殺対策 について放送	平成 24 年 3 月	一般市民	札幌市の自殺の現状や対策等について紹介。
11	円山動物園における普及啓発事業	平成 24 年 2月6日~ 3月20日	一般市民	円山動物園への来園者に命の 大切さを知ってもらうようパ ネルの設置やパンフレットを 配布した。

オ 調査・統計

自殺の実態を明らかにするため、各種調査や公表された統計データの分析を行

っている。

① 札幌市自殺未遂者実態調査事業

本市における自殺未遂者の実態を明らかにし、実情に即した自殺未遂者対策 への活用を図り、自殺者数及び自殺率の減少を図る。

対象:市内の二次救急医療機関 56 施設及び三次救急医療機関 5 施設

内容:札幌市立大学に委託し、調査を実施。調査は平成23年7月1日から31日までの1か月間の自殺・自傷による受診者を把握。調査結果については、報告書にまとめた。

結果公表:調査結果についての報告書を調査対象機関に発送するとともに、報告書を基にした自殺未遂者対策研修において、調査結果について報告した。

② 平成23年度第1回市民アンケート

対象: 札幌市民 10,000 人 (回答者数 5,294 人)

調査期間: 平成23年6月14日~7月5日

内容:調査票に自殺に関する質問項目を4問設定。自殺に関する情報の周知 度を測る。

結果公表:調査結果は、当センターのホームページで公表している。

力 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体となり、区の特性に応じてさまざまな普及啓発や教育研修等の事業を行っている。

区	内	参加延人数
	平成 23 年度 中央区こころの健康づくり事業	
	1 健康フェスタ	
	日時:平成 23 年 10 月 1 日 (土) 10:00~15:00	
	場所:中央区民センター	
	※こころの健康づくり及び自殺予防ブースを作り、パネル展示及びパン	
中	フ配布	1 45名
央	2 講演会	2 340 名
	日時:平成 23 年 11 月 15 日 (火) 14:00~15:40	
	場所: WEST19 5 階講堂	
	テーマ:大谷流「ココロの元気のつくり方」	
	~イキイキ・キラキラと生きるには~	
	講師:大谷 由里子氏 (人材活性プロデューサー)	

平成23年度 北区こころの健康づくり事業 1 パネル展の開催 日時: 平成 23 年 10 月 24 日 (月) ~28 (金) 場所:北区役所 1F ロビー ※自殺予防に関するパネル展及びパンフレット・啓発品の配架 2 第2回 北区グループホーム職員研修会の開催 日時: 平成 24 年 1 月 11 日 (水) 場所:北区民センター 1 199 名 研修会:「認知症とうつ病について」 北 66 名 講師: 荒木 啓伸氏(医療法人社団荒木病院院長) 3 102 名 ※北区 GH 管理者連絡会と共催。参加者にパンフレットと啓発品の配布。 3 札幌市介護支援専門員連絡協議会北区支部研修会 日時:平成24年2月15日(水) 場所:北区民センター 研修会:「高齢者うつ病と認知症」 講師:中江 重孝氏(医療法人中江病院院長) ※札幌市介護支援専門員連絡協議会北区支部との共催。参加者にパンフ レットと啓発品を配布。 1 東区介護予防講演会における自殺対策事業(講演会及びパネル展) ※東区地域包括支援センター及び東区介護予防センターと共同主催 1) パネル展「介護予防とメンタルケア」 日時: 平成 23 年 10 月 18 日 (火) ~ 22 日 (土) 2) 講演会「認知症~今わかっていること、わかっていないこと・ 発症を遅らせる工夫」 日時: 平成 23 年 10 月 22 日 (土) 東 場所:東区民センター 講師:スーディ神崎 和代氏(札幌市立大学看護学部教授) 2 東区地域部会との協働による自殺対策事業 1 204 名 (シンポジウム及びパネル展) 2 112 名 ※地域自立支援協議会東区地域部会と共同開催 1) パネル展「こころの健康づくりについて」・「自殺予防について」 日時:平成24年2月15日(水)~18日(土) 2) シンポジウム「地域のメンタルヘルスを考える」 日時: 平成 24 年 2 月 18 日 (土) 東 場所:東区民センター 講師:富家 直明氏(北海道医療大学心理科学部准教授) シンポジスト:小林祥子氏(医療法人社団五稜会病院医療相談室主任) 熊本浩之氏 (就業・生活相談室からびな室長) 土屋晴治氏 (江別市精神障害回復者クラブ江別空色クラブ会長)

	1 平成 23 年度 白石区すこやかファミリーフェスタにおける自殺対 策事業	
	^{東 事 未} 日時:平成 23 年 8 月 30 日(火)10:00~15:00	
	場所:白石区民センター	
	物別・日旬日以こ~~ 内容:自殺予防及び心の健康づくりに関するパネル展示及び	
白		1 405 名
石	2	2 140 名
	場所:白石区民センター	
	一物の・ロ4位氏とスク。 テーマ:(第1部)講演会「笑いとこころの健康」	
	講師:三遊亭 らん丈氏	
	(現る間) マニュンケード「こころを慮りコンケード」 鈴木 由紀氏他	
	「生きがい健康づくり講演会」	
	日時:平成 23 年 10 月 1 日(土) 13:30~14:30	
	場所: 早別区民センター	
厚	満演会:こころがホッとするメッセージ	260 名
別	講師:海原 純子氏 (医学博士・エッセイスト)	200 /1
	瞬間・海原 飛り込(医手母エーエッピイスト) ※「あつべつ健康・福祉フェスタ」と同日開催し、幅広い年齢層を対象	
	に実施	
	自殺予防講演会	
	日時:平成23年10月15日(土) 13:30~15:30	
	場所:豊平区民センター	
豊	物別・量	
平平	「	141 名
'		
	川越 みさ子氏(NPO法人「心に響く文集・編集局」事務局長)	
	(自死遺族)	
	清田区健康&介護予防フェア '11	
	日時:平成23年9月21日(水)10:00~15:00(講演は10:00~	
	12:00)	
清	 場所:清田消防署 1 階講堂	81 名
田	- 講演会:うつに負けるな!~ココロ踊るメッセージ~	, .
	講師:watari氏(ダンサー)	
	※普及啓発品(オリジナルうちわを作成・配布)	
L		l .

		T .
	1 平成23年度 南区健康まつりにおける自殺対策事業	
	日時: 平成 23 年 9 月 29 日 (木)	
	場所:南区民センター	
	※ 健康・子ども課主催の健康まつりに心の健康づくり、自殺予防の	
	ブースを作り、パネル展やパンフレット等を配布	
	2 平成 23 年度 南区自殺予防講演会	
	みなみ区めんたるナビゲーション 2011	1 50 7
南	日時:平成 23 年 12 月 7 日 (水) 13:00~16:00	1 50名
	(講演は14:00~16:00)	2 111 名
	場所:南区民センター	
	講演会:こころの声に耳を澄まして	
	~3.11-東日本大震災―が教えてくれること	
	講師:浅野 弘毅氏	
	 東北福祉大学教授 東北福祉大学せんだんホスピタル院長)	
	※会場内にてパネル展示及びストレスチェックコーナー等を設置	
	平成23年度 「講演会 こころの健康・いきがい健康づくり」事業	
	日時:平成 23 年 11 月 14 日(月) 13:00~15:00	
西	場所:西区民センター	95 名
	 講師:南 槇子氏(北海道いのちの電話理事長)	
	 ※来場者にリラックスグッズ配布	
	1 手稲区ふれあいフェスティバルにおける自殺対策事業	
	日時:平成23年9月10日(土) 13:00~15:00	
	場所:手稲区民センター出入口	
	│ ※精神疾患等の症状や治療をまとめた冊子を精神保健福祉センターと	
	 共同で作成し、来場者に配布。パネル展も開催。	
	2 こころの健康づくり講演会	
	日時:平成24年2月15日(水)18:00~20:00	
手	 場所:手稲区民センター	1 84名
稲	 講演会:「あきらめない、あきらめさせない」	2 73 名
	- ~ 白浜レスキューネットワークが目指すもの~	
	講師:藤藪 庸一氏	
	(白浜バプテストキリスト教会・NPO 法人白浜レスキューネット	
	ワーク代表)	
	※札幌市地域自立支援協議会手稲区地域部会と共催で実施。講演参加	
	者には啓発用品とパンフレットを配布。	

(4) 札幌市いのちの大使 CHUPUKA(チュプカ)

札幌こころのセンターでは、自殺予防のPR活動(ポスター・パンフレット・クリアーファイル等)で、この「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、「輪」を意味する「カリプ」を組み合わせたものである。

太陽の命の輪をかぶり、命の大切さとともに、「きづく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めている。



14 災害支援

平成23年3月11日に発生した東日本大震災への支援として、被災地への職員派遣、 及び被災地に派遣された札幌市消防局職員への惨事ストレス対策を行っている。

(1) 東日本大震災被災地への支援

厚生労働省からの保健師等の派遣依頼を受け、避難住民の健康相談活動及び心のケア対策等に対応するため、市保健所から依頼があり、4月に医師1名、保健師1名、8月に医師1名を被災地へ派遣している。

<職員の派遣状況>

① 派遣期間:平成23年4月1日(金)~7日(木) 第4班

派遣先:高砂市民センター(仙台市宮城野区高砂1丁目24-9)

派遣職員:保健師1名

活動内容:避難所における保健活動として、健康ニーズ調査、健康相談、バイタルチェック、口腔内検診、医療機関の情報提供及び受診勧奨、感染症予防対策、エコノミークラス症候群の予防に関する指導、メンタル面でのサポートを要する被災者の把握・観察と心のケアチームの支援調整、在宅者に対する訪問活動を行った。

② 派遣期間:平成23年4月16日(土)~22日(金) 第7班

派遣先:東山温泉(福島県会津若松市東山町大字石山・大字湯本)

派遣職員:医師1名

活動内容:派遣先は福島県大熊町の二次避難所であった。大熊町には福島第一原子力発電所(1号機~4号機)があり、住民は震災直後に一次避難所に避難していた。一時避難所での健康情報等が十分でなく、医療・保健上の問題の有無を把握する必要があることから、避難している全世帯を対象に恣皆調査を行った。健康上の問題や持病、投薬状況、受診状況等の聞き取りを行い、医療チームや心のケアチームに申し送りを行った。

③ 派遣期間:平成23年8月7日(日)~13日(金) 第21班

派遣先:ホテルリステル猪苗代(福島県耶麻郡猪苗代町大字桁)

派遣職員:医師1名

活動内容:派遣先は福島県双葉町の二次避難所であった。双葉町には福島第一原子力発電所(5号機~6号機)があり、同ホテル内に災害対策本部猪苗代連絡所を設置し、自治体支援チームと双葉町保健師の活動拠点としていた。要継続支援者の定期訪問、今後の転居先医療機関への情報提供書の作成、乳幼児

世帯向けの親子サロンの支援、高齢者向け体操の運営補助、引きこもりによる 2次的健康被害(ストレス・廃用症候群・認知症等)の発生を防ぐ活動を行っ た。

(2) 被災地に派遣された消防局職員への支援

ア サポートチームによるグループミーティング

大規模及び特殊災害等の救助活動の際、多くの消防職員が、悲惨な現場に遭遇したことによる「惨事ストレス」を受ける可能性があり、その対策として、平成23年3月1日に全国の政令指定都市では初となる「札幌市消防局メンタルサポートチーム」が、市内の精神科医及び臨床心理士等19名で発足した。当センターからは、精神科医2名、臨床心理士1名がメンバーに登録されている。

東日本大震災が発生し、札幌市消防局は緊急消防援助隊として、3月 11日から被災地へ合計 503名の職員を派遣した。震災発生と同時にメンタルサポートチームの運用を開始し、3月 17日~6月 24日までの間に派遣を終えたすべての消防局職員を対象に、サポートチームによる 63 回にわたるグループミーティングを行った。そのうち、当センターの医師、臨床心理士が参加したグループミーティングは、平成 22年度は計 6 回(参加者 14 名)、平成 23年度は計 20 回(参加者 185 名)となっている。

イ 関係会議への参加

主催者	会議名	月 日
札幌市消防局	消防局メンタルサポートチーム意見交換 会	7 / 7
国立精神・神経センター精神保健研究所	東日本大震災 心のケアに係る意見交換 会	3 / 7

Ⅲ 関係条例・規則等

1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成 9 年 3 月 28 日 条例第 10 号

(設置)

第1条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条 第1項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。) を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位 置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西 19 丁目

(使用料及び手数料)

第2条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。)により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第3条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と 認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第4条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を 減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和58年条例第27号)の一部改正[省略]

附 則(平成18年条例第23号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成9年3月28日 規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、<u>札幌市精神保健福祉センター条例(平成9年条例第10</u> <u>号。以下「条例」という。)</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。 (市長が定める使用料等)

第2条 条例第2条第2項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第3条 条例第4条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(<u>別記様式</u>)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。 附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第7号)省略

附 則(平成17年規則第14号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

	種別	料金	È	摘要
'	文書(A)	1 枚につき	800 円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡
書				単な内容のもの
料	文書(B)	1枚につき	1,500円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証
				明書その他これらに類する内容のもの
	文書(C)	1 枚につき	3,000円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経
				過の記載を要する診断書、証明書その他これらに
				類する内容のもの
	文書(D)	1 枚につき	4,000 円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書そ
				の他これらに類する複雑な内容のもの

別記様式

精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料(手数料)を減額(免除)願います。

減額(免除) 申請する事 項	
減額(免除) 申請する理 由	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

3 札幌市思春期精神保健ネットワーク会議設置要綱

(目的)

第1条 「札幌市思春期精神保健ネットワーク会議」(以下、「思春期ネットワーク会議」という。)は、地域における思春期精神保健に関わる医療・保健福祉・教育・司法の諸機関が、相互に情報交換、認識の共有化、役割機能の確認、専門知識の習得、対応技術の向上に努め、連携を強化し、思春期精神保健福祉活動の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 思春期ネットワーク会議は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)、教育委員会、教育センター、児童相談所、子どもアシストセンター、警察、 保護観察所、医療機関等の機関で構成する。

(会議)

第3条 思春期ネットワーク会議は、構成機関の代表者(管理職)を委員とする総会と、 実務担当者を委員とするワーキング会議とする。

(事業内容)

- 第4条 思春期ネットワーク会議では、目的を達成させるために次の事項を実施する。
 - (1) 関係機関との情報交換
 - (2) 共通課題についての検討
 - (3) 複雑困難ケースの処遇についての検討
 - (4) 研修会
 - (5) 思春期精神保健福祉対策事業に関する協議

(議長)

第5条 思春期ネットワーク会議に議長を置く。 議長は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)所長とする。

(事務局)

第6条 思春期ネットワーク会議の事務局は、札幌こころのセンター(札幌市精神保健 福祉センター)に置く。

附則

この要綱は、平成15年(2003年)12月4日から施行する。 平成16年(2004年)5月6日 改正

4 札幌市心の健康相談事業実施要綱

平成23年9月26日 保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(障第二五一号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、札幌市心の健康相談事業の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 この事業は、札幌市が行っている精神保健福祉に関する相談事業のうち特に、 札幌市が「医師(精神科)」を任用しこれを実施者として、精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行い、もって精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第3条 この事業の名称は「心の健康相談事業」(以下「事業」という。)とする。 (事業の実施主体)

第4条 この事業の実施主体は札幌市とし、札幌市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)がこれを行う。

(対象者)

- 第5条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 精神科受診が容易でなく、精神疾患がある者、若しくはその疑いのある本人、その配偶者、親、子、兄弟及びその他の親族
 - (2) 各区の精神保健福祉業務に携わる職員
 - (3) 事業の利用について本人又は家族の了解を得た関係機関等職員
 - (4) その他、各区精神保健福祉相談員(以下「相談員」という。)が事業の利用の必要性を認めた者

(実施者)

- 第6条 事業にかかる相談及び技術指導は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健 福祉に関する学識を有していることなど高い専門性を必要とすることから、センター が第1種非常勤職員として「医師(精神科)」を任用し、これを実施者とする。
- 2 この事業の実施者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。
 - (1) 医師免許を有していること
 - (2) 精神科の臨床経験を有していること
 - (3) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する学識経験を有していること (実施者の勤務条件)
- 第7条 この事業の実施者の勤務形態は、月2回、1回2時間程度とする。
- 2 この事業の実施者の報酬は、日額22,440円とする。

(実施内容)

- 第8条 この事業の実施者は、各区において相談及び技術指導に当たる。
- 2 実施内容は、次の各号に当たるものとする。
 - (1) 精神科受診の必要性についての相談
 - (2) 相談処遇等に関する精神保健の観点からの相談
 - (3) 精神疾患を疑う問題行動等に関する相談
 - (4) その他、精神相談員が事業の利用の必要性を認めたもの
- 3 実施者は、必要に応じ医療機関への診療情報提供書(様式1)を作成する。
- 4 相談員は、この事業が円滑に行われるよう、実施者の職務を補助する役割を担う。 (実施の方法)
- 第9条 この事業について利用を希望するもの(以下「利用者」という。)は、相談員に 対して利用の申込みを行うものとする。
- 2 相談員は、利用者が実施者との面接を行う前に、利用者よりその内容を聴取し、その内容について相談記録用紙(様式 2)に記録する。相談員が聴取する内容については、以下の各号を目安とする。
 - (1) 主訴
 - (2) 既往歷
 - (3) 生活歴
 - (4) 経過·相談内容
- 3 相談員は実施者に対し、事前に予約の状況及び事前に聴取した内容について報告する。

(記録)

- 第10条 実施者は事業の実施後、その内容について相談記録(様式3)を作成する。また、相談員は必要に応じ、実施者に代わり記録を行うことができるものとする。
- 2 相談記録の保存年限は5年間とし、厳重に管理する。 (報告)
- 第11条 相談員は、相談記録が作成された後、速やかに所属長まで報告、回覧を行う。
- 2 緊急性が高いと判断されるものについては、口頭で速やかに報告を行う。 (統計調査)
- 第12条 センターは、この事業の実態について把握するため、相談内容についての統計 調査を実施する。
- 2 統計調査の内容については、相談員が心の健康相談統計調査様式(様式 4)に入力 し、各年度の3月、6月、9月、12月ごとにそれぞれセンターに提出する。
- 3 センターは、各年度ごとに集計を行う。

(その他)

第13条 センター及び実施者は、事業の実施に当たり、札幌市その他関係機関及び関係 団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。 附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

5 心の健康づくり電話相談事業実施要綱

平成23年 3月11日 保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 心の健康づくり電話相談(以下、「電話相談」という。)は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第2条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及 び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとと もに、必要に応じて精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関 を紹介するものとする。

(実施場所)

第3条 電話相談の実施場所は、札幌市精神保健福祉センター内とする。

(相談従事者)

第4条 電話相談に従事する者は、第1条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を習得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第5条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで開設するものとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日は休日とする。

(秘密の保持)

第6条 電話相談に係る事務に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる 場合にも他に漏らしてはならない。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

6 電話相談強化事業実施要綱

平成 23 年 2 月 22 日精神医療担当部長決裁

(目的)

第1条 電話相談強化事業は、心の悩みを抱える市民または、その家族及び関係者から 精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健康 で健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第2条 電話相談は、心の悩みを抱える市民または、その家族及び関係者から精神保健 福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに必要に応じて精神保健 福祉センターの相談員、各区保健福祉部保健福祉課の精神保健福祉相談員、その他の 関係機関を紹介するものとする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第3条 電話相談は、月曜日から金曜日までの17時から21時まで、土日祝日の10時から16時まで開設するものとする。

(電話相談員)

第4条 電話相談に従事する相談員は、第1条の目的を遂行することができる、精神保 健福祉士又は看護師、保健師、社会福祉士等の資格を有し高度な技術を修得した者と する。

(責任者の配置)

第5条 受託者は相談員の中から、相談責任者を定め、当該相談責任者が精神保健福祉 センターとの連絡調整に当たるものとする。

(危機管理体制)

第6条 相談電話の内容が自殺未遂等により救急対応を要する場合には、受託者は医学 的判断を行える専門家と即時に連携できる体制を構築すること。

(実施状況報告)

第7条 電話相談員は、受理した電話相談内容について別に定める様式により相談記録票を作成すること。また、毎月5日(土日、祝日の場合は、次の開設日)までに別に定める様式により相談記録集計票及び相談記録票を提出すること。

(秘密保持)

第8条 電話相談員は、電話相談を通じて知り得たことについて、いかなる場合にも他 に漏らしてはならない。

(委 任)

第9条 この要綱に定めのない事項は、保健福祉局精神医療担当部長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年2月22日から施行する。

7 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

平成12年4月1日保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神保健福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第38条の4の規定に基づく退院等の請求(以下「当該請求」という。)に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

- 第2条 退院等の請求者は、法第38条の4に定める者及びその代理人とする。ただし、 代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代 理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができ る。
 - 2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭(電話を含む。)による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。
 - 3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。

(関係者への通知)

第3条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者、保護者等及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について(様式1)又は口頭により連絡するものとする。ただし、保護者等にあっては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

(事前資料の準備)

- 第4条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受理の直近1年 以内の書類を準備するものとする。
 - (1) 法第27条に基づく措置入院時の診断書
 - (2) 法第33条第7項に基づく届出
 - (3) 法第38条の2に基づく定期の報告
 - (4) 法第38条の4に基づく当該請求に関する資料
 - (5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料(実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など)
 - 2 市長は、法第22条の3の規定による入院(任意入院)が行われる状態にない

との判定、法第33条第1項の同意及び同条第7項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票(様式2)により、整理するものとする。

3 同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に充分整理しておくものとする。

(審査の依頼)

- 第5条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査 会長に対し、退院等の請求に関する審査について(依頼)(様式3)に、前条に規 定する資料等を添えて行うものとする。
 - 2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他の患者の人権に直接係る処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第1項を省略し、直ちに審査依頼することができる。

(意見陳述の機会等の告知について)

第6条 市長は、意見聴取を受ける者に対して、委員から依頼がある場合は委員に代わって、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせることとする。また、精神科病院に入院中の患者が退院請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせることとする。

(市長の請求者等に対する結果通知)

- 第7条 市長は請求者、当該患者、保護者等及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果(請求者に対しては理由の趣旨を付す。)及び、これに基づき採った措置を、結果通知書(様式4-1)により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態の移行又は、処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・処遇改善命令(様式5)により必要な措置を採ることを命ずるものとする。
 - 2 請求者である当該患者から意見陳述の希望があった場合で、面接による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合は、結果通知書(様式4-2)により通知するものとする。
 - 3 市長は原則として1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものと し、当該措置について審査会に報告することとする。

(退院等の請求の取り下げ)

- 第8条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。
 - 2 退院等の請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変 更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査 手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の 請求を含むものとして取り扱うことができる。

(電話相談の取扱)

- 第9条 市長は、精神病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び 対応を次の回の審査会に電話相談記録票(様式6)により報告するものとする。 (実地指導との連携)
- 第10条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

(標準処理期間)

第11条 市長は、請求を受付してから原則として1か月、やむを得ない事情がある場合においても3か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附則 この要領は、平成12年4月1日から運用する。

この要領は、平成21年4月1日一部改正

この要領は、平成23年5月18日一部改正

8 札幌市精神医療審査会運営規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会(以下「審査会」という。)の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

第2章 合議体

(合議体の構成)

- 第2条 審査会は2つの合議体を設け、構成する委員を定める。
- 2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員(合議体を構成しない委員を含む。)のうちから定めておくものとする。

(合議体の所掌)

- 第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。
- 2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果 とする。
- 3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

(定足数)

第4条 合議体は、精神障害者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、法律に関し学識経験を有する委員のうちから任命された委員及びその他の学識経験を有する者のうちから任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

(合議体の議長)

- 第5条 合議体の議長は、会長が指名した委員長がつとめる。
- 2 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

(議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員(合議体の長を含む。)の過半数で決する。ただし、 可否同数の場合は、次回の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体に おいて審査するかのいずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するも のとする。 (関係者の排除)

- 第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わる ことができない。
 - (1)委員が、当該審査に係る入院中の者(以下「当該患者」という。)が入院している 精神病院の管理者(以下「病院管理者」という。)又は当該精神病院に勤務(非常勤 を含む。)している者であるとき。
 - (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医 (以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医)であるとき。
 - (3) 委員が、当該患者の保護者等であるとき。

保護者等とは、次の者をいう。

ア 法第33条第1項の同意を行った保護者

イ 法第33条第2項の同意を行った扶養義務者

ウ 法第34条の同意を行った保護者又は扶養義務者

- (4) 委員が、当該患者の配偶者又は三親等内の親族であるとき。
- (5) 委員が、当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
- (6) 委員が、当該患者又はその保護者等の代理人であるとき。
- 2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先の(あるいは診察を行っている)精神病院の名称を申し出てもらい、確認するものとする。
- (2) 前項第3号から第6号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。
- 3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合には それを理由に議事に加わらないことができる。
- 4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障害者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

第3章 退院等の請求

(審査の所管)

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される 合議体に行わせるものとする。

(合議体が行う審査のための事前手続き)

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第3

8条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見(代理人を含む。)を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものと する。
- 3 意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。
- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
- (1) 当該患者
- (2) 当該患者の保護者等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を 行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神病院 に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受け る権利のあることを知らせなければならない。
- 7 請求者が当該患者の保護者等の場合であって、遠隔地に居住しているなどやむを得ない事情がある場合には、書面の提出をもって面接に代えることができる。代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書(様式1)」 を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めておくものとする。
- 9 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(合議体の審査時における関係者からの意見聴取等)

- 第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に 対して意見を求めることができる。
 - (1) 当該患者
 - (2)請求者
 - (3) 病院管理者又はその代理人
 - (4) 当該患者の主治医等
 - (5) 当該患者の保護者等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を 命じて審問することができる。
- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者
- 3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第10条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

(合議体での審査に関するその他の事項)

- 第12条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、 法第38条の6に基づく報告聴取等を行うことを要請すること、及び指定医である合 議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めるこ とができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が 必要と判断したときも同様とする。
- 2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が 当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえ で必要とするときは資料を開示するものとする。

(市長への審査結果の通知)

第13条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について(様式2)」により、通知するものとする。なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べることができる。

(その他退院等の請求の審査に関して必要な事項)

- 第14条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があったときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。
- 2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は第37条に基づく厚生大臣の 定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求であ る場合には、前条までの手続きのうち、第9条、第10条及び第11条を省略し、直 ちに審査を行うことができる。
- 3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当

該患者の保護者と協議することができる。

(電話相談の取扱)

第15条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

第4章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

- 第16条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付 し、検討を依頼することができる。
- 2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対し て調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることがで きる。

(意見の聴取等)

- 第17条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に 対して意見を求めることができる。
 - (1) 当該患者
 - (2)病院管理者又は代理人
 - (3) 当該患者の主治医等
- 2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を 命じて審問することができる。
- (1)病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

(合議体での審査に関するその他の事項)

- 第18条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ 適切な処理を行うよう留意するものとする。
- 2 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第38条の6の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実施審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の市長への通知)

- 第19条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。
 - (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。

- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。
- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(実地指導との連携)

- 第20条 審査会は、精神病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。
- 2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1精神病院につき3名以内とする。

第5章 補則

(資料及び記録の保存)

第21条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5年とする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成17年11月4日から施行する。

9 札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会開催要領

第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)第6条第2項第4号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療(精神通院医療)支給認定等審査判定会(以下「審査判定会」という。)の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査判定会の職務

障害者自立支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)及び法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療(精神通院医療)支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

第3 会長

- 1 審査判定会に会長1名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 予備的審査判定会員は、審査判定会員が事故等により、審査判定会の構成員の半数以上が出席できないときに、審査判定会員の職務を行う。

第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

10 札幌市精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

平成8年3月18日 衛生局長決裁 最近改正 平成19年 4月 1日 改正 平成21年 6月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条に規定する精神障害者社会適応訓練(以下「訓練」という。)事業の 実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(訓練対象者)

第2条 訓練の対象者は、将来就労を希望する精神障がい者のうち、市長が訓練を受けることが適当と認めた者(以下「訓練対象者」という。)とする。

(協力事業所)

- 第3条 協力事業所は、障がい者の社会復帰に対し理解と熱意を有する事業所であって、 その事業において訓練を実施することを希望するもののうち、次に掲げる基準に照ら し市長が適当と認めたもの(協力事業所の代表者を、以下「職親」という。)とする。
 - (1) 事業が安定していること。
 - (2) 作業環境が良好であること。
 - (3) 作業が危険性のないものであること。
 - (4) 指導員として適当な者がいること。
 - (5) 訓練終了後、当該訓練対象者を雇用する見込みがあること。

(委託期間)

第4条 委託期間は、原則として6か月以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、6か月以内の延長及び再延長ができるものとする。

なお、延長及び再延長を含め、通算して18か月を限度とする。

(作業時間等)

第5条 訓練対象者の作業時間は、1日8時間以内、1か月25日以内とし、その作業 内容は市長が訓練対象者の主治医の意見を聞き、職親と協議して決定する。

(委託料)

第6条 市長は、職親に対し協力奨励金として、訓練対象者1人につき日額3,000 円の委託料を支払うものとする。 2 職親は、市長から支払われた委託料のうち、日額1,000円を訓練対象者に支払うものとする。

(運営協議会)

- 第7条 市長は、協力事業所の選定、訓練対象者の決定、委託期間の終了後の指導等本事業の運用について意見を聞くため、社会適応訓練事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。
- 2 運営協議会の委員は、精神保健福祉センター所長、保健所長、区保健福祉部長(以下「区部長」という。)、精神科医師、北海道障害者職業センター所長等の中から精神 医療担当部長が指名し、3名以上により構成する。

(協力事業所の申込決定等)

- 第8条 協力事業所になることを希望する職親は、協力事業所申込書(様式1)を事業 所の所在地を所管する区部長を経由して市長に提出するものとする。
- 2 区部長は、前項による申込書の提出があったときは、協力事業所調査書(様式2)を作成し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項による申込書及び第2項の調査書を受けたときは、その適否を決定し、適当と認めたときは協力事業所承認通知書(様式3)により、不適当と認めたときは協力事業所不承認通知書(様式4)により、区部長を経由して申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項により決定した協力事業所を登録簿(様式5)に登録するものとする。

(訓練対象者の申込決定等)

- 第9条 訓練を受けようとする者は、訓練申込書(様式6)に主治医意見書(様式7) 及び現に保護の任に当たっている者がある場合には、原則として、その者の保証書(様式8)を添えてその者の居住地を所管する区部長を経由して市長に提出するものとする。
- 2 区部長は、前項による申込書の提出があったときは、調査のうえ、訓練対象者調査 書(様式9)を作成し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項による申込書及び第2項の調査書を受けたときは、その適否及び職親との組み合わせを決定し、適当と認めた者に対しては訓練決定通知書(様式10)により、不適当と認めた者に対しては訓練不承認通知書(様式11)により区部長を経由して申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項により訓練対象者を決定したときは当該職親に対し、訓練対象者決定 通知書(様式12)により、区部長を経由して通知するものとする。

(委託期間の延長等)

第10条 委託期間終了後、引き続き訓練を受けようとする者は、委託期間終了日の2 0日前までに訓練期間延長申込書(様式13)に主治医及び職親の訓練期間延長に伴

- う意見書(様式14)を添えて区部長を経由して市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項による申込書を受けたときは、特に必要があると認めた者に対しては 訓練期間延長決定通知書(様式10)により、必要がないと認めた者に対しては訓練 期間延長不承認通知書(様式11)により、区部長を経由して申込者に通知するもの とする。
- 3 市長は、前項により訓練対象者の期間延長を決定したときは、職親に対し訓練期間 延長決定通知書(様式12)により、区部長を経由して通知するものとする。

(委託契約及び保険加入)

- 第11条 市長は、訓練対象者と職親の組合せが決定したときは、職親との間に訓練に 関する委託契約を締結するものとする。
- 2 市長は、前項の委託契約を締結したときは、訓練対象者の委託契約期間中の不慮の 事故等に対処するため、予算の範囲内において保険に加入するものとする。

(実績報告)

第12条 職親は、訓練実績を1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに訓練実績報告書(様式15)により、区部長を経由して市長に報告するものとする。

(委託料の請求及び支払い)

第13条 職親は、訓練実績に応じた委託料の額を1か月ごとに取りまとめ、翌月10日までに訓練委託料請求書(様式16)により、区部長を経由して市長に請求するものとし、市長は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは30日以内に委託料を支払うものとする。

(訓練終了報告等)

- 第14条 職親は、委託期間の終了後20日以内に訓練対象者の訓練結果を、訓練終了報告書(様式17)により、区部長を経由して市長に報告するものとする。
- 2 区部長は、前項による報告書の提出があったときは主治医の意見を徴し、意見を附して市長に提出するものとする。

(事故の処理)

- 第15条 訓練対象者の故意又は過失によって事故が発生したときは、訓練対象者本人、 保証人及び訓練対象者の保護者の責任と負担により解決するものとする。
- 2 訓練対象者の故意又は過失によらない事故が発生したときは、職親が関係機関と協 議して解決するものとする。
- 3 前2項の事故について、本市が契約した保険の適用を受ける場合は、市長が別に定めるところによる。

(事故等の報告)

第16条 職親は、訓練の実施期間中に対象者に事故(死亡又は病院への入院若しくは病状の悪化を含む。)が発生したときは、事故報告書(様式18)により、速やかに区部長を経由して市長に報告するものとする。

(訪問指導)

第17条 区部長は、訓練の適正な実施を図るため、関係職員に訓練対象者及び職親を 随時訪問させ、訓練対象者の主治医と連携を密にして適切な指導を行うものとする。

(訓練手当)

第18条 削除

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、精神医療担当部長が定める。

附則

1 この要綱は平成8年3月18日から施行する。

附則

1 この要綱は平成21年6月23日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

11 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成 16 年 4 月 22 日 保健福祉局長決裁 改正 平成 21 年 3 月 31 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科医療体制 を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科 救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業(以下「精神科救急医療体制」 という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1)休日 土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日ま での日をいう。
 - (2) 夜間 夕方5時から翌日午前9時までの間をいう。
 - (3) 昼間 午前9時から夕方5時までの間をいう。

(対象者)

第3条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい(酩酊状態を除く。)その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者(以下「対象者」という。)を対象とする。

(精神科救急情報センター)

- 第4条 休日·夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター(以下「情報センター」という。)を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。
- 2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者に委託することができるものとする。
- 3 第1項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第5条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市市域内に係る精神科救急

医療体制において輪番により、休日・夜間における対象者の受入を担う医療機関を精神科急医療施設(以下「当番病院」という。)として指定する。

2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を 担う医療施設として位置付けるものとする。

なお、当番病院の事業内容は、北海道が規定する「道央(札幌・後志)ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

(精神科救急医療の提供)

- 第6条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を受け入れ、精神科救急医療を提供する。
- 2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかなときは、か かりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を心がけるものとする。

(医療機関の連携)

第7条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

(搬送)

- 第8条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当 番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合 を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。
- 2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

(連絡調整会議)

第9条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道精神科救急医療体制(道央ブロック)の規定に定める精神科救急医療体制連絡調整会議において、意見の調整を図るものとする。

(その他)

- 第10条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。
- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

12 精神科救急情報センター業務運営要領

平成16年4月22日 保健福祉局理事決裁

改正 平成21年3月31日

改正 平成22年6月21日

(目的)

第1条 この要領は、札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱(以下「要綱」という。) に基づき設置する精神科救急情報センター(以下「情報センター」という。)の運営につい て必要な事項を定める。

(業務及び相談員)

- 第2条 情報センターは、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 精神科救急医療に係る電話相談の対応
 - (2) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介及び調整
 - (3) 医療機関、関係機関等との連絡調整
 - (4) 空床情報等の活用による調整
 - (5) その他、情報センターに関連する業務
- 2 前項各号に掲げる業務遂行のため、情報センターに、精神保健福祉士、看護師等の資格を 有する相談員を置く。

(運営時間)

- 第3条 情報センターの運営時間は、休日24時間及び平日夜間とする。
- 2 前項における休日は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日をいう。
- 3 第1項における平日夜間は、前項で規定する休日以外の午後5時から翌日午前9時までの間をいう。

(業務に係る留意事項)

- 第4条 情報センターは、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を行う。
 - (1) 精神科救急医療に関する本人又は家族等(以下「相談者」という。)からの相談について応じる。ただし、緊急を要しないと判断される相談内容については、医療機関の業務時間内に相談するよう助言し、診療以外の相談については、内容に応じて、平日昼間の業務時間内における居住区の保健福祉課等や精神保健福祉センターによる相談等を助言する。
 - (2) 相談の結果、早急に精神科医療が必要と認められたときは、当該日の当番病院を相談者に紹介すると共に当番病院に対し、対象者の状況を的確に説明した上で診察を要請する。

ただし、対象者にかかりつけの医療機関がある場合は、相談者又は必要に応じて情報センターが当該医療機関と調整するなどして、かかりつけ医療機関による対応を優先させる。

- (3) 精神疾患以外の疾病で緊急の治療が必要な場合は、夜間急病センター等と連携し、他の診療科における診療を優先させる。
- (4) 相談の内容から、自傷他害の恐れがあると考えられた場合は、警察に通報するよう相談者に助言することとし、更に、対象者を既に保護している警察からの精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に定める第 24 条通報であって、緊急措置入院の診察が必要と考えられる場合は、当番病院にその旨を連絡し指定医の診察を依頼する。後に当番病院に診察結果を確認し、緊急措置入院が必要な場合は、対象者の居住地等に応じて札幌市内の場合は障がい福祉課(緊急措置入院担当)、市外の場合には該当する保健所等の行政職員に連絡をとるなど適切な対応をするものとする。
- (5)対象者の状況にかかわらず、相談者から精神科医療の提供を求められた場合においても、 原則として、要綱第3条に規定する対象者に該当するかどうかの判断を的確に行ったうえ、 前号までの規定に従い、適切な対応を行う。
- (6) 相談にあたっては、必要に応じて、行政機関や消防機関、警察等関係機関との連絡や連携を緊密に行うものとする。
- 2 精神科医療を必要とする者の医療機関までの搬送は、本人又は保護者等の責任において行う必要があることを説明する。
- 3 第1項の規定による業務を行ったときは、以下の項目について記録し、各日ごとに処理する。
- (1) 相談対象者の住所、氏名、年齢、性別
- (2) 相談者の氏名、続柄、連絡先
- (3) 相談内容
- (4) 相談対象者の精神科治療歴、身体状況
- (5) 相談対応内容
- (6) 相談結果
- (7) その他必要な事項

(関係機関との連携)

第5条 情報センターは、その業務を円滑に進めるために、日常から当番病院、区保健福祉課、 精神保健福祉センター、消防機関及び警察署等の関係機関と情報交換を行う等緊密な連携を 図るものとする。

(記録)

第6条 情報センターは、その業務に関する記録を1年間保管しなければならない。

附則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

13 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成21年7月10日 市長決裁)

(設置)

第1条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接 に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合 対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又 は推進する。
 - (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
 - (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
 - (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

- 第3条 推進会議に委員長及び委員を置く。
- 2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者を もって充てる。

(委員長等の職務)

- 第4条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員 長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

- 第5条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、保健福祉局精神医療担当部長をもって充てる。
- 4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、 必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある 者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査 研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。
- 2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

- 第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集する。
- 4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局保健福祉部精神保健福祉センターに おいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、 委員長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。
- 2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成 20 年 8 月 26 日保健福祉局長決裁) は、廃止する。

附則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	交通事業管理者	
	病院事業管理者	
	教育長	
	保健福祉局長	
	保健福祉局医務監	
	市長政策室長	
	総務局長	
	市民まちづくり局長	
	財政局長	
	環境局理事	
	子ども未来局長	
	経済局長	
	都市局長	
	消防局長	
	区長 (委員長が指名する者に限る)	

別表 2 (第5条関係)

幹事	交)	高速電車部長
	病)	救命救急センター部長
	教)	指導担当部長
		教育研修担当部長
	保)	総務部長
		生活保護担当部長
		保健福祉部長
		障がい福祉担当部長
		保険医療部長
		健康企画担当部長
	政)	政策企画部長
		改革推進部長
		広報部長
	総)	職員部長
	市)	市民自治推進室長
		市民生活部長

男女共同参画室長

- 財)財政部長税政部長
- 環) みどりの施設担当部長 円山動物園長
- 子)子ども育成部長 子育て支援部長 児童福祉総合センター所長
- 経) 雇用推進部長
- 都) 住宅担当部長
- 消) 警防部長

区市民部長(幹事長が指名する者に限る)

札幌こころのセンター所報(平成23年度)

平成 24 年 10 月発行

編集・発行 札幌こころのセンター(札幌市精神保健福祉センター)

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4階

TEL(011)622-5190

FAX(011)622-5244

http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/